

○鈴木寛君 民主党・新緑風会の鈴木寛でございます。

先ほど行われました理事会におきまして、今日の質疑終了後、委員長の方から、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律案の草案の趣旨説明を行っていただき、委員会提出法律案とすることについての件をお諮りすることを決めさせていただきました。

この劇場、音楽堂等の活性化に関する法律案、略称劇場法という言い方もしておりますが、これは、長年にわたりまして超党派の議員そして議員連盟の場でのいろいろな議論が積み重ねられ、そして本日のこのような運びになりました。本日に、国会議員がこうした大変大事なテーマについて大変連携をしながら、熟議を重ねながらということ、今日は大変に意義深い日でございますが、私はその議員連盟の幹事長も仰せ付かっておりますので、今日はこのいわゆる劇場法提出に至るその思いあるいはその意義等々について文部科学省の皆さんと議論をさせていただきたいというふうに思っております。

日本の劇場は、そもそも、日比谷公会堂とか中之島公会堂という名称に代表されますように、集会施設としてスタートをいたしました。戦後、日本が経済復興、高度成長を遂げる過程では、多くの地方の公共ホールが市民、県民の鑑賞機会を提供するというところで人々の情操の向上に大きく寄与してきたと言えると思います。また、集会施設としても、いわゆる貸し館としての役割も、代替施設がなかった時代には日本の興行界の振興に大きな役割を果たしてきたというふうに考えております。

しかしながら、二十一世紀に入りまして、日本も、この大量生産、大量消費、そして大量廃棄という文明を卒業して知性や感性を重視する情報文化社会への転換、あるいはハードパワー重視からソフトパワー重視の国づくりと、こういう時代的な背景の中で、さらに、三・一一以降、私も文部科学省におりましたときに創造的復興教育支援事

業というのを立ち上げさせていただきまして、今はそのための社団法人も宮城教育大学の前学長の高橋先生を中心に三県の教育関係者、そして全国の教育関係者のお力でできております。

その創造的復興教育事業におきましても、まさに実演芸術が次の世代の創造性そして勇氣というものをも力強く取り戻す大きな糧になっていると、そしてそれを支える地域の方々にも少しずつ笑顔が戻ってきていると。こういったことから、こうした実演芸術の力というものを我々も改めて感ずるところでございますし、先般も大臣にも文部科学省でそうした演劇、高校生の演劇によって創造の大きな一歩を歩み始めた、そこにも大きなお力添えをいただいたわけでありまして。

そうした実演芸術あるいは舞台芸術の拠点として劇場の役割というのはますます大きくなっておりますし、また非常にいろいろな役割を担うようになってきていると思います。つまり、鑑賞、見るという行為だけではなくて、参加や交流を目的としたワークショップでありまして市民参加型の舞台芸術の制作など、我々の言葉で言いますと、新しい広場としての機能というものを求められております。また、国際レベルの作品を創造したり、専門の人材を育成するということも劇場の大変な責務でございますし、これまた、今コミュニケーション教育の充実が叫ばれておりますが、コミュニケーション教育推進事業へのアーティストの派遣といったのも劇場の大きな役割の一つとなっております。

これまで日本の劇場は、どちらかといいますと、舞台装置、機構の充実や鑑賞、貸し館ということに重きが置かれてまいりましたが、世界の趨勢は、劇場というのは優れた舞台芸術を創造し発信し継承していく、普及していく、そうした拠点であります。先般、ローザンヌの国際パレエコンクールで一位入賞を果たされた菅井円加さんの例を見るまでもなく、今我が国の舞台芸術の実演家のレベルは世界のレベルに完全に達しているというふうに思います。特に、若い皆さんが国際

コンクールでの快挙というのが本場に続いております。

しかしながら、日本で制作をされた舞台芸術が世界を席巻するということにはまだ至っていないというふうに思います。日本の舞台芸術が世界に伍していくためには、劇場の創造機能を高め、世界への発信力を強めていくことが必要かと思えます。まさにこのトップレベルの成功とそして草の根と、この好循環をつくっていく、それを劇場が主体として担っていくと、こういうことかなというふうに思います。

そうした劇場がそのような役割を果たすためには、専門性の高い人材をできれば常勤で雇用していくということに力を尽くしていかなければいけないと思います。特に、その規模とミッションに応じまして芸術監督、音楽監督、専属プロデューサーなどの創造活動や教育普及活動の専門家を雇用することが急務だというふうに考えます。優れた芸術監督や専門のプロデューサーがいれば、地域の劇場でも世界レベルの作品を創造し発信していくことは十分可能でありますし、現に静岡や兵庫県や新潟市など先進事例がそのことを示してくれております。同時に、技術系職員の地位を向上させ、誇りを持って安心して働ける場所とすることも重要であります。劇場の在り方は地域それぞれ、劇場それぞれでいいわけでありまして、様々でいいわけでありまして、例えば創造活動に重きを置く劇場とか、住民の交流の場としての機能を重視する劇場とか、あるいは観光施設としての発展を望む劇場などなど、大事なことは、そのミッションを明確にして、そのミッションに応じた専門家を始め人的体制をきっちと整えるということだと思います。

国家戦略としても日本の国家ブランドのイメージの向上というのは非常に重要でございます。顔の見える日本ということでもあります。舞台芸術というのはまさにどの国においても顔でありまして、劇場はそういう意味ではやはり世界への窓というふうに言えるのではないかなというふうに

思っております。こうした劇場の振興あるいは実演芸術の振興なくして、国家ブランドイメージの向上というのはあり得ないというふうに思っています。

パリに参りますとコメディ・フランセーズやオペラ座、あるいはミラノに行きますとスカラ座、ニューヨークに行くといわゆるMET、メトロポリタン歌劇場、アムステルダムに行きますとコンセルトヘボウ、まさにその国の代表する劇場、音楽堂というのがきちつと固有名詞でまさに世界中に知られていると。そして、そのことを目掛けて世界中から観光の拠点として人が集まってくる。まさに今回の劇場、音楽堂等の活性化に関する法律の制定を契機に、多くの日本の劇場が地域や国の顔となつて住民、国民の皆さんにまさに愛され、そして誇りを持てる、そうした拠点になることを強く望んでこうした立法を進めてまいりました。

そこで、文部科学省にお伺いをいたしますが、文部科学省は、劇場、音楽堂等の現状と課題について、あるいはまたこれから果たすべき役割についてどのようにお考えなのかをお答えをいただきたいと思います。

○副大臣(高井美穂君) お答えいたします。鈴木委員におかれましては、文科行政の先輩としていろいろ御指導いただいておりますことに感謝申し上げます。

御指摘があった我が国の劇場、音楽堂等の多くは多目的利用の公立施設というのがほとんどで、そこで営まれる文化芸術活動も貸し館公演が中心であるというのが今の現状でございます。そうした中、創造的に発信したり人々が集う場を提供するといった、その本来の機能が十分に発揮されていないということや、文化芸術団体などの活動拠点がやっぱり大都市に集中をして、地方では文化芸術に触れる機会が少ないと。相対的に見ると少ないということや、また中核となるべき専門スタッフの量、質ともに不足しているという、先ほど来る御指摘があったとおりいろいろな課題

も生じておるところであります。

全国の劇場、音楽堂等を創造発信の拠点、芸術鑑賞の拠点、それから地域住民が集う拠点に変えていくということは今後の大事な政策課題であるというふうに認識しております。立法府の方からそうした観点から、今、鈴木委員が述べられた大所高所からいろいろな観点から、こうした法制度、法を立法していただくというのは大変心強いと思っております。文部科学省としても一生懸命その趣旨ののちと努力をしていきたいと思っております。

○鈴木寛君 実は、地方を含む我が国の、特に地方の芸術文化予算というのは平成五年のころは一兆円弱、九千億円台ぐらいたったんですけれども、平成二十一年で申し上げると、三千億まで、実に三分の一に減ってきてしまっております。あるいは、公演を例に取りましても、例えば劇団の公演というのは二〇〇四年には三千五、六百行われておりましたけれども、二〇一〇年だと二千九百まで落ち込んでおりますし、あるいは文楽とか歌舞伎とかいった伝統芸能も、二〇〇一年、約十年前には二千二百ぐらい年間あったのが、それが千七百台というところに落ち込んでいくという意味で、非常にこの分野、二十一世紀になってより重要な役割を果たしていかなければいけないんですが、その足下はむしろ衰退の方向にあるということを我々大変危惧をしているわけでありまして。

今回、前文というものを作りました。その中で、これまでの施策が施設の整備が先行して進められてきたけれども、今後は劇場等において行われる実演芸術そのものに關する活動であるとか、あるいは必要な人材の養成を強化していかなければいけないということを盛り込ませていただきました。また、結局、平成五年で一旦地方の文化施設の整備が一巡して、本来、そこからそのハードの予算をソフトとかヒューマンだとかそういったことに転換をしていくべきであったんだけど、そのことが残念ながらできなかった。こういう反省に基づいてこうしたことを明記をしていく、

そのために今回の立法を行ったわけでありまして。

それから、先ほど、劇場が貸し館から自ら作るそういう劇場機能というものを申し上げましたけれども、しかし制作型自主公演をしたいけれども人がいないという声がいろんなアンケートをしますと、やっぱり四割に上っております。

それから、そうしたことをやるということになりますと、芸術監督とか音楽監督とかこういった人たちが必要になりますけれども、こうした監督を置いている劇場というのは我が国の場合は五割ぐらいいない、しかも常勤は四分の一ぐらいいない、こういう状況でございます。したがって、まさにそのトップとなる監督、そしてそれを支える様々な専門スタッフ、こうした意味でこの人材というものにもっとフォーカスをしていかなければいけないというふうに考えているところでございます。あるいは舞台監督というのにもまさに舞台に必要不可欠な人材でありまして、これを置いている館も一二割、こういうのが現状でございます。

それから、我々、今回の立法の中で強調したいこととして、これも前文の中に盛り込んでおりますけれども、やっぱりこの分野は、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなくて長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要があるということも盛り込んでおります。

そこでお尋ねでございますけれども、いろいろな利点から、現在、劇場、音楽堂等を指定管理者制度の下に運用しているところが半分ぐらいあります。このことは私は否定するものでもありません。これをもっと有効に活用していけばというふうに思っておりますけれども、その指定管理者の選定方法ということを、先ほど指摘させていただいたような、単に経済効率性ということを超えて、劇場本来のミッションということに基づいて行っていくべきだというふうに私どもは考えているわけでありまして、文部科学省の御意見を賜りたいと思います。

○政府参考人(河村潤子君) 指定管理者制度は、

お話ございましたように、地方公共団体の設置する公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することによって住民サービスの質の向上を効果的に図るために一般的に設けられた制度でございます。

現在、公立文化施設の約半数がこの制度を導入しており、活発な取組を行うところも見られております。一方、指定期間が短くて文化芸術事業の継続性が重視されない例ですとか、専門的人材の養成や配置が十分でないといった課題が指摘される場合も残念ながらございます。

指定管理者制度を導入するに当たっては、質の高い事業内容が展開できるように、指定管理者の選定、文化芸術の特性を踏まえた期間の設定、指定管理者が自主事業を行いやすい環境の整備など、公立文化施設の機能を十分に発揮する運用を行うことが重要であると私どもも考えております。

したがって、文部科学省としては、地域の実情を踏まえつつではございますけれども、公立文化施設の本来の目的に沿った指定管理者制度の運用がなされるように、情報提供などに努めてまいりたいと存じます。

○鈴木寛君 よろしくお願いします。

人間あるいは創作ということを大事にする劇場というところでございますけれども、実は我が国の立法体系、法律体系の中に、劇場というのはこれまで、消防法とか建築基準法とか都市計画法とか、そういう法律で主として位置付けられてまいりました。したがって、これを閣法でやりますとその前例主義にとらわれますので、どうしても劇場の定義というものがそういうふうにつ引張られざるを得ない。

そこで、議員立法であれば、本来の劇場というものをやっぱりしっかり我が国の法体系の中に位置付けていくことが必要でありますし、またそのことが立法府であれば可能だということでやってまいったわけでありまして、私たちはこの劇場、音楽堂というのを、文化芸術に關する活動

を行うための施設に加えて、その施設の運営に係る人的体制により構成されると。今までの法体系では前半しかなかったわけでありまして、そのまさに人的体制により構成されるもののうちと、そしてさらに、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするものという定義を初めて我が国の法体系の中に位置付けさせていただいたわけでありまして。それだけやはり人材ということを大事にしていきたいと、こういう思いを持っているわけでございます。また、いろいろなアンケートを見ましても、やはり文化芸術を支える人材の育成ということについても、最も国に力を入れてほしいことの一つとして位置付けられているところでございます。

そこで、人材育成、これなかなか、この分野の人材育成というのは座学でできるようなことではございませんので難しいわけでありましてけれども、そして、それぞれの、もちろんいろんな現場の御努力で行われてまいりました。しかし、ここをもう一段強化をしていくということを今回やっていきたいわけでありまして、その際に、劇場、音楽堂等が、まずフランチャイズの劇団とか楽団とか、やっぱりそういったものがあって、そこで人材養成を行える体制がしっかりとできているということと、そしてさらには、私どもは大学というものをもっときちんと使っていくべきではないかなと、このように思っております。

よくこうした実演芸術を支える専門人材のために資格制度という声もあるわけでありまして、こは、国家資格というのは、今のいろいろな行政改革の折に、それを創設するということは必要最小限にとどめなければいけないということと、今ある民間の資格も是非生かしていった方がいいということから、むしろ資格というよりも、大学でいろいろな学位を、主に劇場、音楽堂等の現場でのインターンシップや、あるいは現場実習などを中心としたカリキュラム、これを劇場と大学と一緒につくって、そうしたことをきちんとディ

グリーとして、あるいはディプロマとして認めていくということであれば、この人材の流動性、モビリティということも確保できますし、また、世界に行つて活躍する、あるいは世界から呼び寄せる、こういった国境を越えたモビリティも確保できるというふうに考えているわけでございますけれども、この点、人材の養成、確保、大学と劇場との連携等について、文部科学省の御見解を伺いたいと思います。

○副大臣(高井美穂君) 委員が御指摘あったとおり、いろいろな取組がなされていると思っております。例えば、劇場、音楽堂と大学の間では、劇場が大学でアートマネジメントを学ぶ学生を受け入れて企画制作に係る現場業務を担当させるといったことや、また劇場が主催する講座の講師を地元大学の教員が務めたりとか、あと公共ホールの専門スタッフが大学に向いて授業を行うということとともに、学生をホールに招いて実習を行うというふうな授業科目を設けたりしているという例も私どもも聞いております。委員からいろいろ御紹介があったとおりだと思います。

我々文部科学省といたしましても、これらの具体的な取組を一層支援していくとともに、今後は、地域における知の集積拠点として、文化の創造拠点となり得る全国の大学の潜在能力というものを再確認しながら、文化政策全般の推進に向けて、大学との協力それから連携を一層促進していきたいと思っております。

全国的な文化芸術活動の裾野の拡大、それから新たな文化創造のシーズの発掘というもののに向けて努力してまいりたいと思っておりますので、また御指導よろしくお願ひしたいと思います。

○鈴木寛君 ここは是非、予算編成等のときにも、大学に対してもこういうメッセージを是非発信していただいて、劇場と大学とでやっていくグッドプラクティス、これを是非応援をしていただきたいと思ひます。私たちもこの立法の中にいろいろな条項を入れておりますし、劇場の大事な仕事として、公演の企画実施とともに人材の養成

ということを明記をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それからもう一つ、国民の皆さんが強く望んでおられるのは、やはり青少年、子供たちの芸術体験、とりわけ実演芸術の鑑賞あるいはそれへの参加、こうした機会をつくってほしいという声が強くなつてきております。私たちの立法の中でも学校教育との連携ということを明記しまして、そういう機会の確保ということを盛り込んでいきたいというふうに考えておりますけれども、この点、これを受け止めていただいて、是非、文部科学省においてもしっかりとやっていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(河村潤子君) 文部科学省においては、これまで次代を担う子供たちの文化芸術体験事業として、小学校、中学校などにおいて一流の文化芸術団体による巡回公演を行う、あるいは小学校、中学校等に芸術家を派遣して子供たちが実演芸術に触れる機会を提供してきております。また、生徒の創造的な活動を向上させて生徒相互の交流を深めるといふ意味から、全国高等学校総合文化祭を開催するなどの取組を進めてまいりました。

実演芸術に触れることを通じまして、子供の発想力やコミュニケーション能力の育成や、将来の芸術家の育成や芸術鑑賞能力の向上を図るために、今後とも、御指摘のように、劇場、音楽堂等と学校教育との連携に努力してまいりたいと思ひます。

○鈴木寛君 私が副大臣のときにコミュニケーション教育推進会議というのをつくりまして、その中で、全国の小学校、中学校、約三百校ぐらいでまさに演劇を通じたコミュニケーション教育というものを開始をいたしました。

そこで改めて痛感をしたんですが、やはり学校教育も、見ることはもちろん大事ですが、それにとどまらず、まさに自分たちもそのシナリオ作りをやってみる、あるいはそれを演じてみる、あるいはそれを演出してみるといったことが

昨今求められておりますこのフェース・ツー・フェースのコミュニケーション能力といったことと、あるいは仲間とのきずなづくりということに非常に大きな役割を果たすということも実証されておりますので、そういった点も更に力を入れていただきたいというふうに思ひます。

それから、今回の立法の中の特徴の一つとして、文部科学大臣がこの活性化のための取組に関する指針を定めるということを盛り込ませていただきました。これは、これまでいろいろな実演芸術あるいは劇場の施設整備、いろいろなことがいゝんな主体によつて行われてまいりました。そのことを、しかし、もっと整合的に連携を深めながら運動しながらやっていかなきゃいけないと、そういう意味で文部科学大臣による指針というものを定めるとしたわけでありまして、もちろん、この分野全てにわたりますので、それを創作、創造しておられる方々の自主性ということも尊重しなければいけないということは言うまでもないことであります。また指針の策定という際に関係者の意見を聞くということも大事でありますけれども、やはりみんなが共有できる指針、ビジョンというものは必要だろうというふうに考えております。

また、最近では市町村合併がかなり進みました。そうしますと、旧市町村がそれぞれに持っていたいろいろな市民会館とか文化ホールとか、こうしたものが複数ある、合併後ですね、市町村があります。それが同じような機能が三つあるんじゃないかと、それぞれ引き継いできた施設をやはり統合的にちゃんととらえて、それぞれにきちつとミッシンションを明確にしながら、そのミッシンションが全体として非常に有機的にかみ合つていくというふうなことも必要でありますし、そうした条例作り、指針作りも地方公共団体に促していただきたいというところをお願いを申し上げたいと思ひます。

それから、この分野、私、ソフトパワー立国ということを申し上げたけれども、雇用とかの面でも、例えば舞台芸術に係る日本の雇用という

のは約六万人ぐらいであります。ちょうど人口が我が国の半分のイギリスにおいては七万五千人ぐらいの雇用があると。要するに、人口比でいえば、倍以上のこうした分野での雇用というものが生まれております。あるいは、音楽についても、ほぼ両国同じ十二万人ぐらいということでもありますから、人口比に比べれば、これは完全に倍ということになります。

まさに、こうした劇場を拠点とする実演芸術の振興を図っていく。それに携わる人は実演家だけではありません。様々な技術的なスタッフ、今は大変なコンピュータを駆使したいろいろな舞台装置ということにもなりますから、実演芸術に携わる人材といつても、もう本当に幅広い。理系から人文学あるいは芸術と、ある意味でのまさに総合芸術であり総合産業になってきております。

そうしたことも含め、そしてまた我が国が世界で存在感を示していく、こうしたいろいろな観点から、今回の劇場、音楽堂等の活性化に関する法律案を制定するこの機に当たって、大臣の御所見と、そしてこのことに対する意気込みをお聞かせをいただきたいというふうに思ひます。よろしくお願ひいたします。

○国務大臣(平野博文君) 今、鈴木議員からる、特に劇場、音楽堂の施設の活性化をもつとなきや駄目なんだと。その前提というのは、やっぱり文化芸術の振興、さらには文化活動を通じて国際交流をしていく、そういう中にあるって心豊かな国民生活や活力ある地域社会の実現と、こういうところに寄与するものだという観点で見るの御指摘、意見交換でございました。

私も国際交流というのは何が一番いいのかなというところを考へておつたんですが、やっぱり文化活動、文化交流が一番、国際交流していく上において一番いいツールなんだろうというふうに思っております。

そういう中で、先ほどございましたが、トップレベル、さらには草の根と、こういうやつぱり二

極化しているのが今、今日の状況だと思っていま
すし、そういう中で、やっぱりお互いに、また都
市部に集中している、あるいは地域社会との関
係、地方との関係と、こういう意味では、一つに
は連携というのが非常に大事なんだと、こういう
御指摘もいただきました。加えて、各大学にそれ
ぞれやっておられることをもつとやっぱり発掘を
していくんだ、こういう考え方も非常にそれぞれ
各大学、個性のある大学ありますし、それぞれの
活動をしている、そういうところをもつと発掘し
ていくんだ、そのことと同時に全体に連携をして
いくんだと、こんな御指摘をちょうだいしたと私
は思っております。

そういう中におきまして、私、つい先日でごさ
います、鈴木議員の御協力もいただきましたが、
が、いわき総合という高校の演劇部の方々が、今
回のあの震災のことを思い、実演をしてやってお
られるんですね。これ、演劇というのを私改めて
知りましたが、自らそれを表現する能力を付け
ていくという、こういうことが非常に、あの演劇
をしている姿を見て、これが大事だなということ
を認識をいたしました次第であります。約九十分間
やっていただきましたが、私、大概の映画とかあ
れは途中で寝るんですが、もう九十分もたったの
かというぐらい感動し、また涙が出る部分もござ
いました。

そういう意味におきまして、演劇あるいはこう
いう施設を使って、もつともつとやっぱり国民の
持っている創造力なりコミュニケーションツール
をより発達させると、こういうことに関しても非
常に大事な御指摘でございます。

改めまして、文科省としては、今御指摘いた
だいたことを改めてしっかりと受け止めて、特に大
学の問題、大学以上に、高校でも私いいんだろ
うと思っておりますが、そういう地域連携を図りな
がらやっぱり文化活動の振興を図っていく、こうい
うふうに考えていきたいと思っておりますし、先
ほど委員長並びに鈴木さんの方からありました
が、議員立法で出していただけという、こうい

うこともお聞きをいたしております。その成案の
晩には、やっぱり今活動を、文科省の活動を更に
背中を押していただける体系にしていきたいと、
かように思っておりますので、今後ともよろしくお
願いしたいと思います。

○鈴木寛君 ありがとうございます。終わしま
す。

○義家弘介君 自由民主党の義家弘介です。

本日は、まず、文部科学省が北海道教育委員会
と札幌市教育委員会に指導した小中学校の教職員
の勤務規律に関する道内調査、これの進捗状況
を、現時点でどのような形になっているかという
ことをまず最初にお伺いしたいと思います。よろ
しくお願いします。

○国務大臣(平野博文君) 今、義家先生から御質
問は、北海道教育委員会における全道調査につ
いての今の現状の姿はどうだと、こういうことの御
指摘だと思っております。

北教組における違法政治献金に端を発したこの
一連の問題につきまして、昨年十月、文部科学大
臣による指導を踏まえて、北海道教育委員会にお
いていわゆる全道調査が進められてきたところで
ございます。北海道教育委員会におきまして、ま
ず先行して調査を終えた平成二十三年度末退職者
に係る処分を三月末に実施をいたしました。その
他の調査結果につきましては、この八月を目途に
調査結果をまとめる予定となっております。三
月末に実施をいたしました処分等につきましては
は、北海道教育委員会百八人、札幌市教育委員会
十九人と、こういうふうになってございます。

私も、先生からもる委員会等々で御指摘ござ
いました北海道の方へ行きまして、道の教育長に
もこの問題は徹底的にやっていただきたいという
ことを申し上げてきた経過もございします。

今の状況は以上でございます。

○義家弘介君 非常に意識を持った答弁、ありが
とうございます。

しかし、一方で、私の下に先日も寄せられたん
ですけれども、学校のコピー機を使った勤務時間

中の組合からのペーパーあるいは内部資料等々、
これを寄せてくれる多くの方は正常化を望んでい
る教師たちなんですね。もうこういう状況に巻き
込まれたくないと、とにかく真っ当に子供と向き
合っていきたい、そう思っている教師たちが勇気
を持って寄せてきてくれるのもろもろなわけですけ
れども、問題の根底にあるのは、モグラたたきで
はなく、ストライキ等々を繰り返してきたこの
北教組という団体がしっかりと自浄作用を発揮し
て正常な活動をするという正常化が何よりも問わ
れていると思うんですが、私は正直申し上げて、
現在の民主党政権の中でその正常化を進めていく
ことは難しいであろうと実は思っております。

例えば今出てきた、北海道で処分されたのが百
八人、一方で札幌市が十九人等々のお話がありま
したけれども、これ、違法ストライキを行ったと
きの処分も、同じ団体が同じ地域で行ったにもか
かわらず、政令市とその他の北海道は変わって
きますが、札幌市の処分は非常に甘いもの、そし
て一方で、道の方は比較的きちんと行ったとい
うところで大きな差異が出てきています。だからこ
そ、これは政治が、文部科学省がしっかりとイニ
シアチブを取って進めていかなければならないと
ころだと思っております。

一方で、今の政務三役の中にやはりこの北教組
と、まあ日教組とかかわりのある政務官が入って
しまっている。このことについては私も再三御
指摘してきましたが、やはり、正常化を求める文
部科学省の中に、正常化を求められる組織の組織
代表であり、そして日教組会館の中に後援会を置
き、そして政治資金等々も依存している政務官が
入っていると。これは、大きな後退、前進させよ
うとしているところの足を引っ張っていくと私は
思っているんです。

ですから、今回の内閣改組があったときに、国
会で追及されたり問題があったり等々あった政務
三役は多く交代している。私は、今回、神本政務
官が事務所の移転もしていない、そして日政連の
副会長も辞めていないということであれば、それ

はしっかりと交代して、しっかりと正常化の道を
進めていくのかなと若干思っていたわけですが、
でも、そういう状況になっていない。

そこで、神本政務官、もう一度確認のためにお
話を伺いたいと思いますが、本日現在も日本民主
教育政治連盟の副会長の職にあるのか。そして、
いまだに後援会事務所が日教組の人々あるいは関
係者が運営している、役員として運営している日
本教育会館内に事務所が所在するのか、お答えく
ださい。

○大臣政務官(神本美恵子君) 二点のお尋ねで
ございます。

一つは、日本民主教育政治連盟の副会長をやっ
ているのかということ、もう一つは、後援会と
おっしゃいましたが、私の民主党参議院比例区第
三十一総支部、政党支部でございます、それが財
団日本教育会館にあるのかという二点でございま
す。

一つ、日政連の副会長の職につきましては、本
年四月二十五日付けで退いております。それか
ら、事務所については、財団法人の日本教育会館
に賃料を定められた分払って事務所を置いており
ます。

以上です。

○義家弘介君 まず、日政連の職を四月の日付で
退いておるといふ話、少し安心いたしました。

この間もお話ししましたが、昨年の三月三十一
日、神本先生と長い長いお話をしました。考え
方とか方法は違いますが、確かに、子供たち
のために何ができるのかということに必死になっ
て考えているということを私自身にもよく伝
わったんですね。そして、頑張っている教師を
援けたいという強い気持ち、これも非常に
伝わりました。

一方で、役職に就いている、政府の、文科省の
役職に就いているということ、一方で、その頑
張っている足を引っ張っているような現象がある
ところについてはしっかりと正していくという責
任があるんだと思います。多くの関係者に聞く

と、日教組本部も北教組には頭を抱えているんだなんていう話を聞くことがありますけれども、しかし、やはり同じ組織でありますから、その中立性、是非とも担保してからのしつかりと責任ある仕事をしていただきたい。その上で、私は事務所も別のところに移転すべきである、そして中立性を確保した上で、確かに組織代表として出たけれども、今は文部科学政務官としての仕事を全うするためにしつかりと中立性を確保しますというのを考えていただきたいなと心から思うわけですが、事務所の移転等については全く考えておりません。

○大臣政務官 神本美恵子君 先ほどもお答えしたとおりでございますが、事務所については、日教組の本部もその教育会館には入っておりますけれども、私の事務所は別の部屋でちゃんと賃貸契約を結んでおりますので、そこはきっちりと峻別をして、今政務官としての仕事をさせていただいているところでございます。

義家議員おっしゃったように、教育の政治的中立というのはしつかりと守っていかなければいけないと、これは以前から思っておりましたし、特に今、行政府の一員として仕事をさせていただいておきますので、そのことについては、教育基本法を始めとする法令にしっかりとつとめた上で仕事を着実にこれまでもさせていただいております。これからもそうしたいと考えております。

○義家弘介君 しかしながら、財団法人日本教育会館というのは、トップが、執行委員長が役員に名を連ね、そして教組出身の方たちがその役員にずらっと名を連ねる、まさに政治的中立を確保できない建物であろうと私は考えております。そういう意味では、その中立性というものをしつかりと内外に知らした上で、神本政務官のお力を発揮するためにも、是非とも事務所を移転する、あるいは一人の教育を思う政治家として、閣内ではなく別個のところで活動していくという判断をしていただきたいと思います。

特に、例えばこれまでも北教組を始めとする、

例えば先回の選挙の前の年なんかですと、パーティー券の購入で北教組五十万、岩手県三十万、千葉県四十万、神奈川県教組五十万、静岡県教組五十万、石川県教組三十万、三重県教組五十万、大阪府教組三十万等々、全国の日教組の支部からパーティー券を購入してもらっているわけですね。

例えば、五十万円のパーティー券を北教組から購入された平成十八年、このパーティーについて、私はこのお金は返金すべきである、北教組自体に警察が入って、有罪となっているわけですから、これは道義的責任もあつて返金すべきではないかというお話をしたところ、政治資金パーティーの対価に係る収入であるから、政治資金規正法にのっとって適正に処理しているという答弁でありました。

一方で、この平成十八年の政治資金パーティーの収支報告書を見ると、パーティーは喜山と呼ばれる会場で行われていたというふうに書かれております。この喜山というところ、どこにある会場でしょうか。

○大臣政務官 神本美恵子君 パーティー券の購入についての話、これはたしか参議院の予算委員会でも同じ御質問をいただきました。今委員おっしゃっていただいたとおり、これは政治資金規正法に基づくパーティーでございます。それに従って適正に処理をして報告もしておりますので特段問題はないと考えておりますが、お尋ねの喜山という、今はもうなくなつたと聞いておりますが、日本教育会館の中にある食堂でございます。

○義家弘介君 そのとおり、千代田区の一ツ橋二の六の二の教育会館、今事務所が置かれていた教育会館の中にある食堂。

このパーティー券収入、これちよつと私、見て驚いたんですけれども、収入が九百九十三万円、これ一千万以上になると何人出席したかまで書かなきゃいけないわけですが、およそ一千万一回のパーティーで集めて、何と支出は八万七千

九百三十七円。一千万で、パーティーに係る事業は八万円、九万円弱しか掛かっていない。

これ、さらに、開催された日時も、十月十七日ですが、これは火曜日なんですよ。教員は当然授業がありますから、北海道とか岩手とか、千葉とか神奈川はまだしも、北海道や岩手や、あるいは福岡や岡山から来ているということはまさに考えられない。政治資金パーティーの対価に名を借りた実質の政治献金という指摘を受けても仕方ない処理だと思ふんですね。

私は、だからこそ、しつかりと今政治的中立を確保して、きちつとした教育行政を行っていくべきという意味で、この日本教育会館から移して政務官としての活動を行っていく、あるいは政務官を辞して一議員としてそういう活動を行っていく、そういうことの判断を私はすべきであろうと思つています。是非、その検討をお願いしたいと思います。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

今年に入つてからも非常にたくさん日教組の偏向教育の資料が私の下に寄せられていますが、また建国記念日の日には、これは昨年も指摘しましたが、今年のやつですと、また新しいものが組合から出されて、建国記念の日ほとんどない日なんだというようなピラが配られている現状でありますけれども、まず、この教育正常化を図っていく上で、やはり教職員組合が法令遵守、指導要領にのっとつてきちつとした公務員としての責任を果たす、こういう前提がなければ、私は公教育の信頼というのは取り戻すことはできないというふうに思つております。

P T A会費の流用問題について、改めて質問させていただきます。

三月九日の参議院の決算委員会において、沖縄における、元々出ている手当を二重に保護者たちのP T A会費から保護者たちに説明もないまま恒常的に流用してきた、例えば一月の時点で一千数百万円のお金が現金として教員の裏手当というか

教員の懐に渡されていたという問題なんですね。これは報道なんかでは早朝講座だけがクローズアップされますけれども、全くこれは違つていて、夏休みの講座も取つていますし、遅刻指導も取つていますし、進路指導もお金を取つているという非常に不正常な問題を指摘させていただきました。

そして、それを発端として様々な県でもこれ出てきましたが、例えば和歌山県なんかは、教員の出張費や、あるいは学校教育法や地税法で禁止されている校舎の修繕費や、あるいは臨時職員の人件費。大分県なんかでは、学校の校長先生がオーストラリアへの修学旅行の視察をすると言つてP T A会費を使ってロシアに旅行に行つています。同じ航空会社だからですけれども、視察というのは現地を視察するのが仕事なわけで、飛行機がどうなのか一応乗つてみました、そして申請できないから取りあえずP T A会費から流用しましたなんてことはあつてはならない。あるいは、茨城でも校舎修繕費、群馬ではスクールカウンセラー、岐阜ではエアコンや電気代、滋賀では修学旅行の下見。

また、事件となつていっているのは、愛知では事務職員がP T A会費を着服して業務上横領で逮捕、島根では、二〇〇九年の話ですが、事務長がP T A会費を横領して実刑判決を受ける等々の、このP T A会費にまつわる非常に雑な運用のされ方というものが行われてきました。

そこで、まず文部科学省に確認したいんですけども、兼職届を出せばいいみたいな議論が今沖縄を中心に出ていそうですね。しかし、文部科学省の見解は、兼職届さえ出せばそれでいいのかどうか。まず、ちよつと抽象的な質問ですが、教育公務員特例法の十七条に対しての見解、平野大臣、教えてください。

○国務大臣 平野博文君 これは、先ほど義家さんからお話し、るございました、三月の九日でしたでしょうか、決算の委員会突然びっくりするような御指摘をちょうだいいたしました。そ

それは、まさに沖縄におけるPTA会費の、本来の趣旨でないところに使っているんじゃないか、こういう御指摘でございました。

先ほど言いましたように、早朝とか、るるありまして、教員の報酬がそのPTAの会費から払われているじゃないか、こういうことで、私自身も調べましたが、特例法十七条の規定というのは、教育委員会の許可を得た上で報酬を得て教育に関する事業に従事することは可能であるということ、私その当時には御答弁申し上げました。そういう法令的な部分におきましては、そういう趣旨で私としては答弁を申し上げた、これが現実の今の状況でございます。

ただ、先生から御指摘ありまして、よく調べていきました。そうしますと、やっぱり国民の皆さんから見ても常識的な中に本当にこれがあるのか、こういうところもやっぱりきちっと酌まなきゃいけないということで、調査を徹底的にしろということで、調査をいたしているところでございます。

沖縄におきましては、長い歴史的な経過もございまして、慣例的にやっているとところもございました。しかし、今そういう時代ではないと、しっかりとその部分については是正をするようにというところも指導をいたしておるところでございます。つい先日の全国の都道府県の教育長会議にも私出向きまして、この問題については徹底的に対処するようにということを強く要請したところでございます。

○義家弘介君 若干心配なのでもう少し突っ込んでお聞きしますけれども、文部科学省が五月の九日に初中局長の名前で出した、各教育長あてに出したこのPTA会費等の取扱いについての基準、これを読んだとき、きちっと理解されているなど私は思ったんです。でも、今の平野大臣の話を聞くと、あれ、この書類とちよっと矛盾があるんじゃないか。

つまり、この初中局長名で出したものというのは、学校や個々の教員が協力し生徒の学習充実を

図ることができるけれども、その事業内容や方法は学校本来の活動として行われるべきと考えられるもの、つまり、教育課程の一部としてみなされる、具体的に言えば教科書を使って、教室を使っているような、学校活動の一部と、学校活動の教育課程と連続しているものについては適当でないと書いてあるわけですよ。

でも、今の平野大臣、まあ舌足らずだったのかも分らないですけれども、今の話だけ聞くと、教育委員会が兼職を出して、いいと言えはいいというお答えのような気がするんですけれども、もう一度お答えください。

○国務大臣(平野博文君) 基本的なルールとしては、届出をしないで行うことについては駄目と。届出をするというところは、こういう理由で、しかるべき理由で届出をするということで、教育委員会がしかるべき判断の下に許可をしますと、こういうことだと私は理解をいたしておりますから、今、五月の九日に局長名で通達を出しておりますが、そういう趣旨での話だと私は認識をいたしております。

○義家弘介君 私、非常に心配になりました。

今、実は沖縄の保護者たちもすごく揺れていて、基準をしつかりと、この文部科学省の基準はしっかりとしたものだとか正常化を求めている保護者たちは納得しているわけですが、今の大臣の話は聞くともたまた不安になるんですね。

もう一回繰り返しますよ。教育課程の一部として実施されているとみなさざるを得ないもの、自校の生徒が必ず参加しなければならないような運用が行われているもの、教職員の勤務時間と連続するなどの形で行われ、勤務時間中の職務との区別ができないものなどについて教職員が報酬を得て事業に従事することは、その職務の信頼性や公正性を損ないかねないから適当でないとやっているわけですよ。お願いします。

○国務大臣(平野博文君) そこは、義家先生の御指摘、そこは全く同じ認識でございます。

○義家弘介君 安心いたしました。

恒常的に行われていたゼロ校時等々というのは、これ授業時間と連続しているわけですし、それは、あれはそもそも兼職属さえずに恒常的に行われていたということですが、この補習に対しては、これは何度も指摘しているとおり、特別の手当が教員は上乗せ分存在している、その部分に該当するというわけですから、これはしっかりと今の基準御理解いただけるなら、ちよっと安心しました。

これ、本当に保護者今揺れていますので、私の下に公立学校保護者有志の会というところから様々、教育委員会にどういう検討状況ですかという質問するわけですが、教育委員会にはなしのついでで、全く保護者たちに説明しない。教育というのは、学校、地域、家庭の信頼関係がなかったらできないわけですね。しかし、保護者たちが、説明してくれ、おかしいじゃないか、これまではどうだったんだ、これからはどうするのかと言ったら、検討中という形で何ら誠実な説明がないような状況なわけですね。

まして、文部科学省がこのようなきちつとした基準を示された今になっても、まず最初に、私は、説明すべきは文部科学省に対してではなくて、保護者たちに今までどうだったかということ、誠実に向き合うべきだと思っているんですが、なかなかその方針が、年度内に検討あるいは秋までに検討したいになっていますが、PTA総会でもう始まるんですね。神本先生は分かると思いますが、わかっていながらもありますし、これから六月に行うところ、これが圧倒的に多いわけですよ。そのときに、じゃ、どうなってしまうのかという危惧もすごくしているわけですね。

ですから、文科省は一応リーダーシップを取って出したわけですが、改めてきちつとした運用の仕方をしていただかなければならないというところを全国に、記者会見でもいいですし、しっかりと発信していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(平野博文君) これは五月の九日に通達を出しております、その中の一番のポイント、社会通念上本当に妥当なのかというところをやつぱりしっかりと判断してほしいと同時に、つい先日、五月三十日に改めて私、教育長会議に出向きまして、この問題については二回とも私は申し上げました。その義家先生の思いは私、少なからず共有したつもりでございますし、文科省としてもこれは加護しない、こういうことで徹底をしていきたいと、かように思っております。

○義家弘介君 私自身の認識は、社会通念上というよりも、これ非常に大きな問題をはらんでいるというふうには実は自覚しているんです。これまでもことを検証しただけでも非常に大きな問題をはらんでいると思います。

ちよっと、刑法における取賄罪の構成要件、これ参議院の決算委員会の中で問いましたが、これ取賄、このように、本来、保護者たちは知らないのに保護者たちのお金を継続的に現金で教師たちが受け取っていた、まして、その部分は給料として出ている同じところを受け取っていたと、そして、これをやらなかったら進学できないぞみたいな関係にあったとして、取賄に該当する可能性、これはいかが考えるか、お答えください。役人の方で結構です。

○政府参考人(岩尾信行君) お尋ねの犯罪の成否につきましては、収集された証拠に基づき判断されるべき事柄でありますので、お答えは差し控えてさせていただきますと思いますが、一般論として申し上げますと、取賄罪は刑法百九十七条に規定がございまして、公務員がその職務に関し、賄賂を受取り、又はその要求若しくは約束をした場合に成立するとされているところでございます。

○義家弘介君 これは保護者たちも知らなかったわけですから約束なんというものはしてないやうにやたら幾ら、講座を一個やたら幾らという形で出されていたと。

先日私、沖縄に入りまして、この当該の高校

じゃない学校のPTAも含めて様々な意見交換したんですけれども、どこの学校も対応としては同じという状況の中で、全然分からなかったと、収支報告書の中でどうやってどの講座にどう払われていたのかさえ分からなかったと。それを公務員である教員が受け取っていたわけですね。

これ更に問題だなと思うのは、教員からも多く聞き取りをいたしました。これ慣例的にもらっていたので確定申告していないというんですね、ある人は。この確定申告について、国税、給料をもらっている人の確定申告、大体どのぐらいの収入があったらしなきゃいけないんですかね。

○政府参考人（西村善嗣君） お答え申し上げます。

個別にわたる事柄につきましては、守秘義務の
関係上、お答えすることを差し控えていたのだ
きたいと思いますが、一般論として申し上げれ
ば、個人が人的役務の提供の対価を受けた場合
に所得税の課税対象となります。例えば、給与
を所得と受けている人で、給与所得とか退職
所得以外の各所得の金額の合計額が二十万円
を超える人は所得税の確定申告をしなければ
ならないとされています。

いずれにいたしましても、国税当局といたしましては、各々の事実関係に基づきまして、法令等に基づき適正に取り扱うこととしております。

○義家弘介君 慣例的に、保護者たちも分からず
に一講座幾ら、多いところでは、調査、報道にも
よりますと、多い人は月二十万円近く受け取って
いた、あるいは十万円近く受け取っていた等々の
聞き取り報道もありますけれども、これ年にした
ら結構な額になるわけです。年にしたら二十万
円以上の人は確定申告しなきゃいけないわけだ
けれども、多くの人はこれ二十万円超えているわ
けですよ。としたときに、これ教育公務員が脱税
しているかというような問題にさえ、そういう批
判さえ受けるような事案なわけでありま。

だからこそ、きちっとした調査、そして、例えば保護者から返還請求が起こつたら、これまでの

お金に対して、兼職雇さえて出していないくて教育委員会さえ認めていなかったわけですから、時効にかかわらない部分のこれまでのものについてはPTA会費に返納せよという要求が出たらどのように考えるか、平野大臣、教えてください。

○国務大臣(平野博文君) 今の雑収入というのか、雑所得というんでしょうか、これで二十万円以上超えるというのはこれは当然申告対象になりますから、当然しかるべき、そういうことで収入を得られておるとするならば、私は申告すべきことだと思っています。

また、そういう返還云々というのは、ちよつと私、具体的にそういう事実がどうなるか分かりませんから答えることは控えたいと思いますが、いずれにしても、先生御指摘のそういう点が、聞き取りされてもうあるというようなことが疑念を抱かれてゐるわけですから、私、改めてそのことについても、多分公務員の方は分かつておられるとは私は思っていますが、再度そういう疑問が起こることのないようにきつちりと指導したいと、このように思います。

○義家弘介君　疑念というよりは、元々兼職届も出さずに慣例的に行われてきて扱われていたわけですから、これはもう疑いではなくて、これは明らかにに違法なんですよ、法にのっとっていない、法令遵守にのっとっていない状況で行われてきているわけですから。

これ、実は保護者は、なぜそういう経緯で今まで隠してきたのか等々の公開質問状を何度も出しているんですね。それに対して、まず返還請求云々の前にこれからどうしていくのかしつかりと説明してくださいという公開質問状を出しているわけですが、現在、答えられないという状況が続いているんですね。だから、恐らくこのままでいくと、ならば、今まで兼職届さえ出していないで教員たちに渡っていたならば、返還請求をしようかという話、実はもう一部の地域では起こっているじゃないですか。例えば岸和田の春木中なのか、この芝生化事業、これPTA会費から無断で支出

して、法的根拠、地財法違反、学校教育法違反で
すね、これに対して返還請求が、PTAの側から
当時の校長先生に四十五万円の返還請求が出てい
る等々、これからまた、あるいは日本中でこういう
ことが起こっていくかもしれないですよ。ね。
またそのときに学校と保護者の信頼というのはま
た一氣に揺れていくわけです。

[illegible]

○国務大臣(平野博文君) これは、ずるずるするつもりはありません。大事な御指摘でございますし、しっかりと、文科省としては都道府県教育委員会含め各委員会の方にしっかりとこの問題については対処するように指導していきたいと、かように思います。

○義家弘介君　改めて、私自身、教育公務員特例法の十七条についてですけれども、これは、教育に関するほかの職を兼ね、又は教育に関するほかの事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者の教育委員会が認めた場合は、給与を受け、又は受けないで、その職を兼ね

ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。つまり、教育に関するほかの職ということとは、学校教員としての、その学校の先生としての仕事以外というものを指すんだと私は認識しています。平野大臣、もう一度確認させてください。

○国務大臣（平野博文君） 基本的に先生のおっしゃるとおりだと思います。

○義家弘介君 少しこれでこの委員会を見ている保護者も安心すると思います。定義が明確になったので、しっかりとこれは文部科学省もイニシアチブを取って進めていっていただきたいと思ひます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

朝鮮学校の無償化の問題であります。

現在、一体どのような状況になっているのか、大臣、お答えください。

○国務大臣(平野博文君) 今、現実的には、規定に基づく、厳正に審査をいたしているところでございまして、今どういう状況にあるかと、今審査中と、こういうことでしか私の立場で今、回答することはできません。

○義家弘介君　これが非常に困ったものでして、文部科学省が決まっちゃうと、例えば国会閉じているときにほんと決まっちゃうと、またそれで進んでいくわけですよ。我々の立場としては、これは断固現在の状況では反対である、不当な支配に完全に入ってしまったという学校、逆に子供たちがかわいそうである、子供たちに対してどのような責任を負うのかというように非常にあります。

まず、もうこれ何度も聞いていることですが、再確認いたしますが、朝鮮総連は公安調査庁や警察庁の調査対象であると考えますけれども、どのような考えを持っているか、改めてお答えください。

○政府参考人(寺脇一峰君) お答え申し上げます。

朝鮮総連につきましては、結成当初から私ども非常に関心を持ってその動向に注視してきたところでございます。

○義家弘介君 この朝鮮学校ですけれども、これ注視して、正確な答弁でも、非常にかかわりが深くて、朝鮮学校と朝鮮総連が密接につながっている、これまでの答弁もありましたが、例えば昨年の十二月二十九日に開催された金正日追悼式には朝鮮総連により各地の朝鮮学校の生徒が動員されたという情報が寄せられております。具体的には、東京、神奈川、茨城の朝鮮高級学校の生徒は全員参加、朝鮮総連による強制動員の疑惑を隠すために生徒全員が制服を着用せずに私服を着用して、札幌市在住の生徒については義務的に参加を強制された等々の情報が寄せられていますが、公安調査庁、この情報についていかがでしょうか。

○政府参考人(寺脇一峰君) お答え申し上げます。

先生御指摘の状況につきましては、様々な報道等があることは承知しております。私どもも非常に関心を持って動静を注視しているところでございます。

しかしながら、その個別具体的な内容につきましてはお答え申し上げることは私どもの今後の業務遂行に差し支えることとなりますので、お答えを差し控させていただきますと思います。

○義家弘介君 このような状況の中で朝鮮学校、高校を無償化するという判断は、私はするべきではないし平野大臣もしいと思っているわけですが、さらにもう一つ非常に重要な案件があります。

「救え!北朝鮮の民衆/緊急行動ネットワーク」いわゆるRENKと呼ばれるところが、三月十五日に文科省の記者クラブで記者会見を行いました。朝鮮学校の生徒約百名が本年の一月五日から二月の四日までおよそ一か月北朝鮮を訪問し、一月二十五日に平壤で行った旧正月公演、永遠にお日様に付き従ってという公演の内容を紹介しております。

実はこのDVD、私も入手いたしました。朝鮮高校の、学校の生徒たちが金体制を礼賛するような劇をしているわけですが、私、見ながらちょっと胸が痛くなりました。もう完璧というか、踊りにしても歌にしても立ち居振る舞いにしても、これ徹底的に練習しなかったら、これは非関心がおありでしたら平野大臣にも見ていただきたいんですけれども、本来、教育を受ける権利は子供たちにあるわけですよ。どういう体制であっても自分たちが普通教育を受けることができるのに、強制的に参加させられ、ずっと子供たち、この演劇の練習を延々と行っていないからできないような劇が、日本にいる子供たちが北朝鮮に行っているんです。

ちょっと内容、時間がないので読み上げます。慈愛あふれる大元帥様の生誕百周年と父なる将

軍様生誕七十周年を迎える祖国の旧正月を祝う舞台で、父なる將軍様に私たちの姿を本当にお見せしたので。しかし、夢にも慕う私たちの祖国の青い空に血と涙の交じり合う泣き声が叫ばれようとは思いませんでした。さあ、一生涯遠くにいる私たちのために喜びも痛みも大きくしていらつ

しゃった將軍様、毎年、教育補助費や奨学金をきちんと送ってくださり、愛の慰問金を与えてくださり、私たちを守ってくださった金正日將軍様を私たちは永遠に忘れません。そうです、敬愛する金正恩先生がいられしやるので、金日成大元帥様と金正日將軍様は、どうか安らかに眠りください。私たちは、金日成大元帥が、一が十に、十が百になって堂々たる朝鮮人になれとおっしゃられた言葉を心に刻み、金正日將軍様の遺訓を守り、金正恩先生だけをかたくなに信じて付いてまいります。敬愛する金正恩先生、どうかお元気でいられることを願います等々

のせりふを全く台本も見ないで、だから一か月以上もう一日何時間も練習し続けたんでしょね、これを北朝鮮で日本で暮らすこの子たちが行ったわけですよ。私は、こういう在り方、こういう教育現場の在り方というのは本当に悲しいことだと思えますし、もちろん国交がないわけですから文科省がその朝鮮学校に対してどうしろ、ああしろと言えるようなところではないわけですね。この無償化の判断をするという事は、それを認めるということもイコールなわけですよ。だからこそ、ここは水面下で文科省内で検討している、あるいは新しい資料の提出を求めたと言うけど、今は手のうちを明かすことになるから出さないなんて我々の党の部会でも話をしてきましたけれども、まず北朝鮮に対して再提出を求めた書類って一体何なのか、もう今これ書類を求めて出てきているわけですから、もう今は手のうちをさらす必要もないので、どんな書類を求めたのか教えてください。

○国務大臣(平野博文君) 今審査中であるという、こういうことと同時に、第三者の皆さんによって審査をされているわけでございますので、

ここで今お答えすることは差し控えたいと思えます。

ただ、先生今申上げられましたようなこんなことも、そういう情報もいたさながら本当に教育的観点あるいは基準にきちっと合っているのかどうかということは厳正にやっぱり審査をしているということだけは御理解をいただきたいと思えます。

○義家弘介君 だから、この表面上の問題だけを論じても仕方がないですね。つまり、教育とは、文科省は教育内容を問わないと言いました。それは、教育内容を問わないということは教育の自己否定なんですね。教育とは中身なんですよ。

例えば、表面上、在日朝鮮人総連合会のホームページには、朝鮮学校の管理運営は各都道府県において認可を得た朝鮮学校が学校教育法及び私立学校法にのっとり独自に行っている等々書いてあるわけですよ。でも、現実に朝鮮総連の内部資料を見ると、こう書いてあるわけですよ。朝鮮学校の運営は、朝鮮総連の指導の下、教育会が責任を持っています、教育会が中央、県、学校単位で専従の活動家と同胞学父母を中心に組織されている。総連によって運営されていると総連のところでは書いてあるわけですね。

だから、ホームページでこう書いてあって、法律を守っているから、じゃ無償化の対象にしようという議論はそもそもないわけですが、この辺について、公安、警察、どちらが本当だと思えますか。この総連の本で出ている朝鮮総連の指導の下で教育が行われているというのと、こちらのホームページに出てくる独自に行っているというのと、どちらが本当だという認識を持っていますか、お答えください。

○政府参考人(寺脇一峰君) お答え申し上げます。私どもといたしましては、朝鮮総連、北朝鮮の動向については重大な関心を持って調査をしております。朝鮮総連が朝鮮人学校と密接な関係にあると、教育内容、人事、財政に影響を及ぼしているというふうに認識をしております。

○義家弘介君 ありがとうございます。そういう事実と、そして子供たちが逆に言えば犠牲になっているとも言えるような状況にある。この必ずしも喜ばしい状況にない環境の中で、私、だから、これ、DVD差し上げますので、是非見ていただきたいんですよ。これを、組織ぐるみでこのDVDをとにかくいろんな総連のトップを通して学校等々での啓蒙活動にも使えというような動きが今あるようですが、また新たな資料が実は私の下に届いていますので、これ継続してしっかりと発信してまいりたいと思っております。

時間が参りましたので、私の質疑は以上で終了いたします。ありがとうございます。

○山本博司君 公明党の山本博司でございます。本日は、通学路の安全対策ということでお聞きを申し上げたいと思えます。

本年四月二十三日に京都府の亀岡市、二十七日に千葉県の館山市、愛知県の岡崎市、またその後にも登下校時の児童が犠牲となる痛ましい事故が連続して発生をしております。幼い子供たちが犠牲になった事故でもあり、また通学路での事故でもあり、これは決してあってはならないことでございます。

警察庁の統計によりますと、登下校時の交通事故で死傷した全国の児童数は昨年一年間で二千四百八十五人に上ります。こうした惨事を回避するためには、通学路に盲点、危険はないのかどうか、こうした点検をしてより一層安全対策、これを強化する必要があります。

公明党は、一九九一年からこうした通学路の安全というこの全国的な調査をしてまいりました。結果として、一九九五年に国のこの通学路安全点検の調査も実施をされたわけでございます。今回、公明党としましてこの通学路の安全対策のPTを立ち上げまして、都合七回、様々な形でヒアリングを行いました。また、視察も行いまし

た。そして、五月十六日には、平野大臣の下に通学時の通学路の安全対策に対する緊急提言という形で行った次第でございます。この提言の中には、子供の視点で全国の通学路の安全調査を実施すること、そして学校と警察などの連携の強化、そして安全対策を徹底するための地方自治体あての通知、そういったことを早急に行うように私も同席させていただいて主張させていただきました。この提言を十分に踏まえまして、大臣は五月三十日に緊急合同点検を行う通知を出していただきました。これは大変に大臣、早急な対応ありがとうございます。感謝を申し上げる次第でございます。

そこで、まず、この通学路での事故が多発していることに對する大臣の認識をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(平野博文君) 今、山本議員から御指摘をいただきました通学路の安全対策と、こういうことでございますし、御党は前からこの学校の通学路を含めた安全対策ということに御熱心に取り組んでいただいていることに敬意を表したいと思っております。

四月の二十三日の特に亀岡の事故を始めとして、多数の事案、事故が起こりました。大事な児童生徒の尊い命を亡くしているということもあって、私は大変痛ましく思っております。あつてはならないと、こんな思いで先ほど議員から御説明ございましたような対応をしてきたところでございます。特に、四月の二十七日に閣議で関係閣僚に對しまして通学路の安全対策と、こういうところから、国交省、さらには警察庁、文科省と、この三省関係者が寄り合つて早急にそれぞれの立場できちつとこのものを共有認識の下に対応しよう、こういうことで、副大臣をベースにしっかりと具体的に取り組んでいただきたいということも開始をいたしましたところでございます。五月の二十八日にその対策を取りまとめをさせていただきました。

育委員会の学校安全担当者を集めた健康教育行政担当者連絡会議に、私前もつて言っておりますが、突然出向きまして、徹底してこの問題については対処してもらいたい、中央だけでやり取りするのではなくて、それぞれの地域の保護者あるいは自治体、警察含めて、地域でもしっかりと連携してこの問題については対処してもらいたい、このことを要請をし、同日文書でも発出した次第でございます。

私としても、何をにおいても大事な子供、生徒でございますから、こういうことが起こらないように万全の体制で臨んでまいりたいと思っておりますし、二十何日でございますか、五月の十六日も御党の代表者の方々、先生も来られたと思いますが、いただきましたので、同じ考え方の下に進めていきたい、かように思っております。

○山本博司君 ありがとうございます。是非ともその推進をお願いしたいわけですから、そこをそこ、その通知の中に、緊急合同点検、これを実施するということでございますけれども、この概要に關しましてお聞かせいただきたいと思っております。

○政府参考人(久保公人君) 緊急合同点検の概要、スケジュールでございますけれども、まず、各学校が危険箇所を抽出をしまして、その危険箇所について、教育委員会が中心となつて学校、保護者、関係機関との合同点検を八月末までに実施していただいて、その結果を報告いただくこととしております。また、この合同点検結果を受けまして対策を検討していただいて、十一月末までの実施状況を報告いただくこととして、十一月末までの状況報告につきましては、関係省庁と連携の上、取りまとめ公表することとして、思っております。

以上でございます。

○山本博司君 ありがとうございます。この八月までに点検を実施して、その後に対策を具体的に取組むと、こういうことでござい

すけれども、一つは、この点検実施に要する費用に關して国の支援があるのかどうか、地方議員から様々な問合せをいただいております。その後、この緊急点検の結果、危険な場所に關しましてカラー舗装をするとか信号機を取り付けるとか、こういう対策が必要になるわけですから、今回の通知の中では、想定される対策のメニューということで、道路交通環境の改善とか交通指導の取締り、通学路の変更と、こういうことでございすけれども、この緊急点検とかその後の対策を実施した場合の費用負担、国の支援措置、また地方の割合はどうなのか、この辺いかがでしょうか。

○政府参考人(久保公人君) まず、合同点検の方でございますけれども、これにつきましては、教育委員会及び学校が道路管理者、警察など関係機関等と連携しまして通常業務の一環としてその範囲内で行つていただくことを想定いたしております。

次に、点検を受けて具体的に必要となります対策の実施に係ります経費、道路環境の整備や交通規制の実施など、これにつきましては、その必要となつた対策ごとに関係省庁の支援措置も活用しながら、まずは各地域の既定予算において対応いただくことになると認識しているところでございます。

○山本博司君 国交省にもお聞きします。この費用負担に關して、社会資本整備総合交付金、また地域自主戦略交付金、こうした交付金が活用できると思ひますけれども、今回、年度途中でございす。そうした中で、この実施計画を変更して地方自治体の自主的な判断でこの交付金の活用が可能なのか、この点いかがでしょうか。

○政府参考人(尾藤勇君) 先生御指摘のとおり、通学路を始めいたします道路の交通安全対策に係る事業につきましては、社会資本整備総合交付金等により、これまでも地方公共団体に對して支援を行つてまいつておるところでございます。そこで、今回の緊急合同点検を受けて早急に対

策が必要であるとされたものにつきましては、地方公共団体の裁量により、今年度既に配分されている社会資本整備総合交付金等を活用することが可能であるというふうに承知をいたしております。

○山本博司君 今費用負担ということで国交省、また文科省からお話しいただきましたけれども、今回二万数千カ所のやはり小学校に關して総点検をして具体的に対応すると。私も視察させていただきまして、ここに信号を付けてほしいとか、ここにカラー舗装をしてほしいとか、一つの学校でも十カ所以上そういったものが一緒に回らせていただいてもございました。

そういう中で今回、通常業務の範囲というようなことでございすとか、今言つた国交省の、もうほとんど財源が決まつている中で、地方自治体がそこから新たなそうしたことに關してお金を付けることができるかどうか、これも大変厳しい今の現状がございす。ですので、これは大臣、お願いなわけでございすけれども、この新たな、当然そうした箇所がどんどん出てくる、当然この十一月ぐらいにはまとめられるわけですから、そういう意味で新たな予算措置、これは必要であると思ひます。当然、今の予備費の活用とか、また今後検討されるであろう補正予算、こういったことにもしっかりと盛り込んで、財源に關しては安心してくださいます、こういう形でやっぱり大臣がやるべきじゃないでしょうか。

○国務大臣(平野博文君) 今、国交省を含めて、今の現状の、今持っている枠組みでまずやってみるというところでございす。その上で、やっぱり今委員御指摘のように、補正を組まなきゃいけないのか、予備費を組まなきゃいけないのか、こういうことになれば、やっぱりこの事業の重要性に鑑みて、関係省庁と十分協議をして対処しなきゃいけないと、かように思っております。

○山本博司君 これは、大臣、大事な部分でございまして、いかにこれを対応していくかというこ

とは是非進めていただきたいと思います、う次第でございます。

警察庁にお聞きしたいと思います。

今ハードのインフラの部分の整備ということでお話を聞きました。ソフト面に関しては、警察庁は昨年の九月に指定区域内の生活道路、これを時速三十キロ以下の制限にするゾーン30の取組の推進というのを都道府県警察にも通達をしております。また、通学路の安全を考えるのであれば、この通学時間帯に車両の通学路への進入を禁止すると、こういう規制の措置も必要ではないかと思うわけでございます。今回総点検をして、こうしたことがやはり早く実施をできるようにするということが大変大事でございます。

今までのケースでも、例えば一方通行にしてほしいと、こういう要望があっても、なかなか利害関係者の調整とか、短時間では対応できないと、こういうことがございました。公立小学校だけでも一万五千七百二十か所という形でございます。そういう中で、やはり速やかにこうした形、できることから早く進めると、こういう意味での交通規制の取組の体制ということ警察庁、どう考えているんでしょうか。

○政府参考人(石井隆之君) 先生御指摘のとおり、今回の緊急合同点検の結果、対策を講ずべき箇所は相当数に上る可能性があると思っております。都道府県警察におきましては、学校関係者、道路管理者等と十分連携協議の上、それぞれ対策の緊急性等に応じ、実現可能な場所から速やかに取り組むよう、警察庁としても既に各都道府県警察に通達をしているところでございまして、引き続きこの点きめ細かく指導してまいりたいと思っております。

また、先生御指摘の地域の方々の合意の件でございますけれども、この緊急合同点検の結果を踏まえた対策の推進に当たりましては、学校関係者、道路管理者等との連携はもちろん、地域住民の理解と協力が得られるよう、警察からも積極的に働きかけるよう努めてまいりたいと考えております。

ます。

○山本博司君 是非ともよろしく願います。

五月二十五日に私の高松の地元の木太小学校を視察させていただきました。この木太小学校は高松市の中部にございまして、五百五十名の児童数でございます。交通量の多い地域でございますけれども、文部科学省の地域ぐるみの学校安全体制整備実践事例集の模範事例というふうに取り上げられておりまして、昨年七月には学校安全功労で内閣総理大臣賞も受賞されております。昭和四十一年から交通安全優秀校に選ばれて以来、地域でこういった形の推進をしているすばらしい、私も視察させていただきまして感動いたしました。

この家庭、地域、関係機関、三位一体、学校が見送りをする、地域が見守りをする、そして保護者が出迎えをするということを経日のようにやっていたら、見守りの方も高齢者の百寿会の方たちがやっていたら、という大変すばらしい形でございまして。

こういう地域住民との連携、特にスクールガードの存在というのは大きいと思っておりますし、リーダーの育成ということも必要でございます。こういう点ということと併せて、模範事例のやはり啓発ということも含めて必要じゃないかと思っておりますけれども、この点いかがでしょうか。

○大臣政務官(城井崇君) お答えを申し上げます。

御指摘いただきました地域住民との連携、そして協力、理解を得ることは大変重要だというふうな認識をいたしております。先ほどから答弁でございまして緊急合同点検につきましても、できる限り地域住民等の参加を得ること、そして、この点検を受けた後の対策案につきましても市町村教育委員会、学校、道路管理者、そして警察と連携を求めているところであります。

実際にスクールガード・リーダーの配置、あるいは学校安全ボランティア等による子供の見守り活動などが行われておりますけれども、そうした

ところに地域住民の方がかわつていただくと、やはり課題、懸念、心配する部分などもあるというふうな聞いております。そうした部分も念頭に置きながら、地域住民の協力や理解が得られるようにこれら取組を支援してまいりたいというふうに思っております。

その上でありますけれども、先ほど御指摘いただいた優良事例を積極的に周知をしていくべしというところでありまして、この優良事例を全国へ広めていくことは大変有効だということに思っております。このため、先月行われました各都道府県教育委員会等の学校安全担当者等を集めた会議におきましても、通学路の安全確保等に関する取組を持ち寄り、情報交換、研究、協議を行ったところであります。各地域、学校においては、そうした好事例あるいは成果、課題などを具体的な取組に生かしていただくということにいたしております。

今後、さらに各分野の有識者等から意見聴取を行うなど、安全対策に関する優良事例も含め、主なものを取りまとめた上で各地域に提供するなど、各地域の取組を更に支援をしていきたいというふうに考えております。

○山本博司君 じゃ、最後に一問だけ大臣に。この木太小学校でも子供たちの安全教育という意味では大変すばらしい形でされておりました。ところが、この交通安全教育の予算が僅か四千万円でございます。防犯教室とか防災教室、AEDの取扱いとか含めて、ほとんど内容を見てみても教職員の講習という形でございまして、やはり命を守るといふ観点ではこの予算も含めての拡充が必要かと思っております。最後にこの一問を聞いて、終わりにしたいと思います。

○国務大臣(平野博文君) 委員からなる御指摘をいただきました。やっぱり何をいってもしつかりとした安全教育という実践をしていかなければならないと思っております。もちろん教員のみならず児童にも、やっぱりしっかりとそのことを踏まえて対処できる、そういう教育体系をしていきたいと思

っておりますので、より子供たちの安全を確保すると、こういう観点から予算に対する充実も図っていきたく、かように思っております。

○山本博司君 以上です。ありがとうございます。

た。

○柴田巧君 みんなの党の柴田巧です。今日は、まずグローバル人材の育成、確保、獲得という観点からお聞きをしたいと思っておりますが、改めて言うまでもありませんが、グローバルあるいはボーダーレスな社会が進展していく中で、そういう中で活躍できる人材をいかに育成し、確保し、獲得していくかというのがこれから大きな課題にますますなってくるだろうと思っております。特に、諸外国でも、いわゆる質の高い留学生をどのようにに獲得していくか、まさにその競争がだんだん激しくなっている、激化をしているわけでありまして、にもかかわらず、この問題はこの委員会でもあるいは決算委員会等々でも取り上げさせていただきましたが、どうも我が国の留学生政策といったものが大変心もとないという感じがしてならないわけでありまして。

いずれにせよ、この留学生というのは言わば我が国にとつて新たな戦略資源といえますが財産にもなるわけでありまして、この獲得、確保するということが、もともと重要度を高めてもいいんではないかと思っております。日本も留学生三十三万人計画を立ててもう数年たっているわけですが、まだ十四万人ぐらいかと思っております。まだまだの感があるわけで、この機会に、受入れ政策、日本からの送り出し政策も時間があれば取り上げたいと思っておりますが、この充実をしつかりやっていかなきゃならぬと思っております。

そこで、まず初めに、この受入れ体制をどう整備するか。やはり魅力のある留学先でなければ人は来ないわけであって、その整備が待たれるところでもあります。幾つもあると思いますが、今日、私、十分しかないので、特にどういふところに力を入れていきたいか、この点をまずお聞きをした

○大臣政務官(城井崇君) お答え申し上げます。
問題意識を同じくしていると感じております。
その上で、いわゆる教育内容の充実あるいは英語による授業の整備を始めとした大学における受入れ体制の充実を図ることが大変重要だということふうに思っております。

具体的に短く申し上げますと、一つは、大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業を従来より行っております。英語での学位の取得可能なコースの整備、留学生の生活及び就職に関する支援、日本語教育の充実などの総合的な体制整備を支援していることであります。また、本年度、二十四年度からは、大学教育の国際化に向けた拠点大学を形成するための取組を強化するため、グローバル人材育成推進事業を開始をし、教育課程の国際通用性の向上、単位互換を伴う海外留学プログラムの開設などに取り組み大学を支援することといたしております。

引き続き、こうした形で大学の国際化のための取組を推進してまいりたいと思っております。

○柴田巧君 今おっしゃったこと以外にもいろいろあると思います。企業側の問題とか地域コミュニティの問題等を含めて、総合的に魅力のある、日本で学んでよかったなと思ってもらう、そういう施策づくりに是非力を入れていただきたいと思ひます。

と同時に、そういった整備をした上で、大事なことは、もともと我が国としても戦略的なPRというのは大事なだろうと思ひます。先ほど申し上げましたように、世界においては質の高い、高レベル、高度な人材の獲得をめぐるというところあの手この手で行っているわけですから、したがってPR合戦も皆非常に知恵を絞っているわけですね。

韓国や中国辺りもいろんな手だてを講じているわけですが、例えばイギリスでは、ブレア政権の下、一九九九年から留学生の受入れ政策の充実強化を図っております。百十か国にプリティッシュカウンシルを置いて、五千から六千人の職員を配

置して、世界から留学生の獲得に、今六、七十万ほどなのかもしれませんが、やっているわけですが、我が国の場合は日本学生支援機構というのが四か国、四都市にしかない。しかも、外国にいる職員は数名程度、十人ぐらいいかないということから見て、歴然とした差があると思ひますが、これは文科省だけではなくて、外務省、在外公館とも連携して、より戦略的なプロモーションというものもしっかりやっていかなきゃならぬと思ひますが、どのようにお考えですか、大臣に伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(平野博文君) 柴田先生御指摘のとおり、これだけのグローバル化した時代において活躍できる人材というのはまさに必要だと、こういう観点でございます。と同時に、もって国際社会の中で人的交流を活性化していくこともベースにやっぱりなきゃやらないものができ上がってこない、結局人材もでき上がってこない。こういうことですから、先生の先ほどの指摘に対して政務官の方から御答弁したところでございます。

と同時に、やっぱりPRをしていくという、こういうことも大事な視点だと思っております。日本留学フェア等を海外で実践をする。また、文科省のみならず、文化、スポーツ、観光、さらにはいろんな部分を含めて日本の魅力を発信をしていくんだと、こういうことが大事であろうというふうに思っています。したがって、更なるそういう関係省庁との連携、民間との連携も含めてやっていくというふうに思っております。加えて、私ども文科省の部分でございます、各大学の皆様方がそれぞれ各地に出向かれてやっぱりPRをしていただくということ、これも既に一部実践をしてお願ひしているところもござります。

そういうところを併せて、さらに私どもとしては、先生御指摘のような、やっぱり日本の魅力をより知ってもらう、またより日本に魅力をつける、こういうことで、OBの皆さん方も含めて、しっかりそういう使命を持ってやっていただきたい。また、それに対する支援を文科省としても

行っていきたいと、かように思っています。

○柴田巧君 是非しっかりやっていただきたいと思ひますが、今大臣もちょっとお触れになりましたけれども、そうやって海外でPRをしていく上でも、留学生がそれぞれの国に帰国して、PRをその留学生がしてもらおうということは非常に効果的だと思われまふ。

時間がないので具体的な現状はちょっと今日お聞きはしませんが、ざっと言って二百億掛けて国費留学生、今一万人ほど受け入れていますが、こういう人たちが国に帰ってどういう地位に就いてどういう活躍をしているかというのは、実は余りデータが恐らく把握をされていないんだらうと思ひます。これは非常に残念なことでありまして、世界的にもちよつと余り例のないというか、日本が他の国と比べるとちよつと手抜かりのところがあると思ひます。

したがって、今大臣もおっしゃったように、留学生のOBの活用やネットワークを図る、これが非常に大事なことでありましようし、更なる留学生を増やす、あるいはまた日本との今ほどおっしゃったような関係を一層強化していくために重要だと思ひますが、このOBの活用やネットワーク化、どのように具体的に図っていくか、お尋ねをしたいと思ひます。

○国務大臣(平野博文君) 文科省としては、例えば帰国された留学生等々につきましましては、やっぱり今、日本の近況等々を含めてメールでしっかり連携を取りながら近況報告をするとか、お互い、その当時培った学生同士が積極的なネットワーク化を図っていくと、こういうところを私はやっていただきたいと思っております。

一部、その学生支援機構が実践をさせていただいておるところはございますけれども、文科省としてもしっかりとそういう観点で、そういう仕組みづくりに支援をしていきたいと、かように思っております。

○柴田巧君 是非、効果的な情報提供、情報発信、あるいは今ほどのお話のいわゆるネットワーク

化等々、積極的に展開をしていただきたいと思ひます。

最後の質問になると思ひますが、ちよつとがらりと変わって、今日は大変蒸し暑いのでちよつと涼しい話題を取り上げたいと思ひますが、まあお化けが出るような寒い話ではないのですが。

御存じの方もあられるかもしれませんが、先般、私の地元でもあり委員長の地元でもありますが、富山県で、現存するものとしては日本で初めて氷河が確認をされました。かねてから立山連峰には氷河があるんじゃないかと、戦前からその可能性を指摘をされてきましたが、場所が場所だけに、これまでなかなかその確認がされませんでした。が、長年にわたる研究者の、あるいは山岳ガイドの皆さんの命懸けのそれこそ研究調査で、先般日本雪氷学会から氷河が確認をされたところでありまして、これまでは東アジアではカムチャツカ半島が南限でありましたが、日本の立山がこれによって南限になったということでありまして、命懸けの粘り強い調査に敬意を表するものであります。地元はもちろん関係者の非常に大きな話題になっているところでもあります。

これによつて、この万年雪や氷体、あるいは氷河を含めた研究が一層活発化するものと思われまふ、この三十日は日本雪氷学会の公開シンポジウムも富山でもござりますが、また、立山・黒部地域は今世界文化遺産に向けていろいろ取組をしているところ、その弾みにもなると期待をするところでもあります。

いづれにせよ、これによつて自然や雪や地球の環境問題等々について子供たち含め大人も大きな関心を持ってもらう機会になればと思ひますし、氷河のあるところは災害が多いというのはよく知られたことであつて、砂防の技術、砂防研究にもつながっていくものと思われまふ、いづれにしてもこれを機会に、文科省としても氷河形成のメカニズムや、あるいは日本にまだ氷河があり得るんじゃないかと言われておりますが、その更なる調査研究のために支援をしつかり行うべきではな

いかと思いますが、大臣の御見解をお聞きをした
と思います。

○国務大臣(平野博文君) 先生の御地元である
ということについてはよく承知をいたしております。

先生御指摘のように、立山カルデラ砂防博物
館、これが一年間を通じて連続的に流動する水体
の存在を確認をした、こういうことで日本初の氷
河であるとした論文、これが今回の部分である
と、こういうふうな承知をいたしております。

文科省として、手前みそ的なことで自画自賛を
しておれば申し訳なく思っておりますが、科研費
を出して支援をしたこの結果だと私勝手に喜んで
おるものですから、今後とも適切に御支援をして
まいりたいと、このように思っております。

○柴田巧君 是非よろしく願います。

時間が来ましたが、これで終わります。ありがと
うございました。

○横峯良郎君 新党大地・真民主の横峯です。今
日もよろしく願います。

先週、今話題の大飯原発、おおい町に行つてま
いりました。

人口が一人もいない、本当に不便な、飛行機
でも行けない、遠い、京都から電車で二時間半、
二時間行くようなところだったんですけれども、
行った時は、ヨットハーバーがあり、皆さん行け
ば分かんと思うんですけれども、まあお金持ち
の、お金を持っている、財政的にもすごく豊か
な、もうあり余るというぐらいじゃないかとい
うぐらいの施設もあり、その点感動しまして、そ
れと、原発、今再稼働問題になっている大飯原
行ってきたんですけれども、エル・パークも行
きました。

エル・パークというのは、どこの原発にも付
いている、皆さんに、一般の方々に見ていただく
子炉の施設ですね。そこに行きました。案の定、
お客様は誰もいなくて我々二人だったんですけ
れども、そこで内容を、全国一緒です。何度も見
たことあるんですけれども、そのビデオを見ま

て、かなりいい施設でいろいろ説明されてよかつ
たと思うんです。原発安全なんだと、そのこと
をもう八〇％強調するようなビデオでした。

それで、帰りに聞いたんです。ここはもう何
年やっていらつしやるんですか、もう長いこと
やっていますか、このビデオはいつ作成された
んですかと。はい、原発の三月十一日の事故が終
わってからまた作り直しました。もう安全を重
視してかなり見た人が錯覚するようなビデオが、
うまいビデオができていました。

文科省であり、大飯原発は関係ないんですけ
れども、再稼働について大臣、一言でよろしい
ので、大臣としてはどういふふうな見解をされ
ているかということをお聞きしたいんです。

○国務大臣(平野博文君) 今、再稼働に向けて、
安全ということを最優先の考え方の下に、政府と
しては、関係閣僚の下に真剣に今検討いたしてい
るということでございます。

私の立場で申し上げますならば、閣僚の一人と
しては、やっぱり原発というのは安全なんだとい
うことではないと、リスクを持っている、だけ
ども、より安全をやっぱりベースに考えていかな
ければならないということを前提に、政府の一員
としては再稼働をお願いしたいと、こういうこ
との立場での発言に私は、私も閣内の一人です
から、あるべきだと思っております。

ただし、やっぱり安全ということ、国民の皆さ
んにそのことを理解をしていただきながらやっ
ぱり進めていくということが大事であると思つて
います。

○横峯良郎君 本日に国の、政府の立場から、橋
下市長までもう再稼働だということになってし
まって、今、日本全体が、政府がオーケー出
したからと、地元のおお町長、副町長とも会つた
んですけれど、我々は国がやれと言っている
だけのことだと、それだけのことだということ
もお聞きしました。確かにそれなんですけれど、
我々の文科省の管轄である「もんじゅ」、「も
んじゅ」も、大飯が再稼働を容認したからとい

って、「もんじゅ」もう戦間態勢というか、また始めると
いうようなことを、全国的に何かそういう風潮に
なっているような気がします。

今回、文科省の方で四つのことを発表された
んですけれど、廃炉とか四つあるんですけれど、
それとちよつとお聞きしたいんですけれど、四つ
のことを。文科省。

○政府参考人(戸谷一夫君) これは文部科学省で
発表したということでは必ずしもございませ
ん、今、原子力委員会におきまして核燃料サイ
クル政策の検討が進んでおまして、その中で、
後の選択肢として、原子力委員会の中の核燃料
サイクル技術小委員会の方でその選択肢が示さ
れて、そういったその選択肢の中で、研究開発
の在り方としてどういふ在り方があるのかとい
うようなことを私どもとしてその小委員会の場
に報告をさせていただいたと、そういうことで
ございます。

○横峯良郎君 四つのことをちよつと聞きたか
つたんですけれど、一番最後に、ここになぜそれ
を聞いたかといふと、委員の皆様が余り知らない
方もいらつしやるんじゃないかと思つたんです
けれど、原子力委員会に「もんじゅ」としては
今の時点ではこういう報告ですよということをや
った、その報告ですよ。

一つは、「もんじゅ」を今までのまま、そのま
ま運転すると。もう一つは、運転はするが、成
果を踏まえて開発を続けると。三つ目は、増殖
炉実用化は目指さず、国際協力の中で廃棄物を
燃やすとしての研究開発を継続すると。もう一
つは、廃炉にする。この四つのこと全部、じゃ、
このまま十年間運転したら幾らになるとか、大
体千七百億とか、もう全部出てるんです。

私は、何でも今更こういふことを出して、運
転さなんもいらつしやるんですけど、国は、以
前も言ったとおり、「もんじゅ」は仕方でもう
見直した方がいいといふことを決めたわけだ
すよね。細野大臣も、技術も設備ももう古い
し、トラブルで実用化の目標も延びてきたこと
自体一つの曲がり角に

来ていると、廃炉を含めて検討すべきという
ことを、もうそういうふうになっているわけ
です。大臣は、この四つのことを見て、こ
ういふ提案をしたということについてどう思
われますか。

○国務大臣(平野博文君) 少し誤解があるか
と思います。横峯先生といたしまして「もん
じゅ」、「上野さん」といったらSPED Iと、もうこ
こではいつも御指導いただいておりますからあ
れですが、今回のこの四つのパターンというの
は、文科省として四つのパターンを出したとい
うよりも、原子力委員会の方で今後の在り方
についてはどういふケースがありますかと、こ
ういふことに対して、こういうパターンが考
えられますということを出したということであ
ります。

あたかも、もう再稼働すれば「もんじゅ」も
一緒に、それで一緒にやっていくと、こんな
話を文科省としてはしているつもりはござい
ません。あくまでも、これからのエネルギー
の在り方についてエネルギー・環境会議の方
でどういふ方針を決めたいと、そういう中で
「もんじゅ」の在り方については文科省とし
ては方向付けをしなきゃならないと、こ
ういふ立場でございます。

連舫さんの話も出ましたが、行政刷新議
議では、しっかりと、廃炉を含めてというこ
とではなくて、これについては見直しをしな
さいということでの御指摘で、いろんな予
算についての縮減を四つ、こういうことで
ございまして、そこは誤解のないように是非
お願いいたしますし、文科省としては、こ
ういふ四つのパターンを提案をしたと、こ
ういふことではございせんので、そこは御
理解をいただきたいと思っております。

○横峯良郎君 いや本当、十分ですから、
本当に出だしたのだけだったんですけれど、
もう終わらなさいいけないんですけれど、
まあ我々は、この問題について、事故が起
きて、私も何度も言っていますけれども、結
局、その方針というのが全然定まらないん
です。大臣も定まっていらないと思

も当然定まつていらつしやらないと思うので、この四つの提言をしたんだと思います。

まあ今回は是非、もう個人的にでもいいですの、まあ白か黒かということも聞きたいと思ひますので、今日は本当にありがとうございます。

○委員長(野上浩太郎君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(野上浩太郎君) 次に、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律案に関する件を議題といたします。

本件につきましては、理事会において協議をいたしました結果、お手元に配付しておりますとおり、草案がまとまりました。

この際、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律案の草案の趣旨及び主な内容について御説明申し上げます。

我が国においては、劇場、音楽堂等を始めとする文化的基盤につきましては、古典の時代から今日に至るまで、それぞれの時代の変化により変遷を遂げながらも、国民のたゆまぬ努力により、地域の特性に応じて整備が進められてまいりました。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点であり、さらに現代社会におきましては、人々の共感と参加を得ることにより新しい広場として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されております。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活において言わば公共財とも言うべき存在であり、ここで創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育て、創り続けていくことは、今を生きる世代の責務とも言えます。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてまいりましたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要があります。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかねければなりません。

こうした劇場、音楽堂等をめぐる課題を克服するためには、とりわけ、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要があります。国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要があります。

以下、本法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、前文において、この法律は、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するものであることを明らかにしております。

第二に、総則において、劇場、音楽堂等の関係者並びに国及び地方公共団体の役割を明らかにし、これらの関係者等は、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとするとともに、国及び地方公共団体は、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとするとしております。

第三に、基本的施策として、国際的に高い水準の実演芸術の振興等、国際的な交流の促進、地域

における実演芸術の振興、人材の養成及び確保等、国民の関心と理解の増進並びに学校教育との連携について必要な施策を講ずるものとするとしております。

第四に、文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができることとしております。

以上が本法律案の草案の趣旨及び内容の概要であります。

それでは、本草案を劇場、音楽堂等の活性化に関する法律案として本委員会から提出することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(野上浩太郎君) 御異議ないと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

なお、本会議における趣旨説明の内容につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(野上浩太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時二分散会

〔参照〕

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(案)

目次

前文

第一章 総則(第一条―第九条)

第二章 基本的施策(第十条―第十六条)

附則

我が国においては、劇場、音楽堂等をはじめとする文化的基盤については、それぞれの時代の変化により変遷を遂げながらも、国民のたゆまぬ努力により、地域の特性に応じて整備が進められてきた。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、

及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いとし誇りを感じることで、心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活において言わば公共財ともいうべき存在である。

これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、このような実演芸術を創り続けていくことは、今を生きる世代の責務とも言える。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかねばならない。

こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、とりわけ、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営す

る者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。

また、文化芸術の特質を踏まえ、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要がある。

ここに、このような視点に立ち、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術振興基本法(平成十三年法律第百四十八号)の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもつて実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの(他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第一条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を行

うものを除く。)をいう。

2 この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

(劇場、音楽堂等の事業)

第三条 劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。

一 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。

二 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。

三 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。

四 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。

五 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。

六 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。

七 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。

八 前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

(劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割)

第四条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業(前条に規定する劇場、音楽堂等の事業をいう。以下同じ。)を、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(実演芸術団体等の役割)

第五条 実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家(以下「実演芸術団体等」という。)は、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、実演芸術に関する活動の充実を図るとともに、劇場、音楽堂等の事業に協力し、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(国の役割)

第六条 国は、この法律の目的を達成するため、劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し、及び実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第七条 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(劇場、音楽堂等の関係者等の相互の連携及び協力等)

第八条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術団体等その他の関係者(次項及び第十六条第二項において「劇場、音楽堂等の関係者」という。)並びに国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を策定し、及び実施するに当たっては、劇場、音楽堂等の関係者の自主性を尊重するものとする。

(国及び地方公共団体の措置)

第九条 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(国際的に高い水準の実演芸術の振興等)

第十条 国は、国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

一 独立行政法人を通じて劇場、音楽堂等の事業を行うこと。

二 地方公共団体が講ずる劇場、音楽堂等に関する施策、劇場、音楽堂等を設置し、又は運

営する民間事業者(次項及び第十二条第二項において「民間事業者」という。)が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援を行うこと。

2 前項に定めるもののほか、国は、地方公共団体及び民間事業者に対し、その求めに応じて、我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うために必要な知識又は技術等の提供に努めるものとする。

(国際的な交流の促進)

第十一条 国は、外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに、我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため、我が国の劇場、音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における実演芸術の振興)

第十二条 地方公共団体は、地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、前項の規定に基づき地方公共団体が講ずる施策、民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の養成及び確保等)

第十三条 国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の関心と理解の増進)

第十四条 国及び地方公共団体は、劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得るよう努めるものとする。

(学校教育との連携)

第十五条 国及び地方公共団体は、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針)

第十六条 文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。

2 文部科学大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、劇場、音楽堂等の関係者の意見を聴くものとする。

3 文部科学大臣は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、劇場、音楽堂等の事業及びその活性化による実演芸術の振興の在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理 由

文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇

場、音楽堂等の活性化を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

三月三十日本委員会に左の案件が付託された。

一、教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願(第五八二号)

第五八二号 平成二十四年三月二十二日受理

教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願

請願者 札幌市中央区南十条西九ノ二ノ一
ノ三〇一 福澤美保 外九百九十九名

紹介議員 伊達 忠一君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

四月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、教育費の無償化、子育てに関わる費用の大幅な軽減、安全な学校施設の実現に関する請願(第六七九号)(第六八〇号)(第六八一号)(第六八二号)(第六八三号)(第六八四号)

一、教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願(第七二九号)(第七四三三号)

一、教育格差をなくし、全ての子供たちに行き届いた教育を進めることに関する請願(第七四四号)

第六七九号 平成二十四年三月二十六日受理

教育費の無償化、子育てに関わる費用の大幅な軽減、安全な学校施設の実現に関する請願

請願者 岐阜県各務原市那加長塚町一ノ一
四四 浅野香子 外千百十二名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

第六八〇号 平成二十四年三月二十六日受理

教育費の無償化、子育てに関わる費用の大幅な軽減、安全な学校施設の実現に関する請願

請願者 京都市伏見区醍醐折戸八ノ七ノ九〇六 奥田実 外千百十二名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

第六八一号 平成二十四年三月二十六日受理

教育費の無償化、子育てに関わる費用の大幅な軽減、安全な学校施設の実現に関する請願

請願者 北海道旭川市永山一条四ノ三ノ一
九 渡辺清一 外千百十二名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

第六八二号 平成二十四年三月二十六日受理

教育費の無償化、子育てに関わる費用の大幅な軽減、安全な学校施設の実現に関する請願

請願者 横浜市西区藤棚町二 江崎直子
外千百十二名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

第六八三号 平成二十四年三月二十六日受理

教育費の無償化、子育てに関わる費用の大幅な軽減、安全な学校施設の実現に関する請願

請願者 岩手県下閉伊郡山田町飯岡七ノ四
三ノ六 阿部垂矢子 外千百十二名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

第六八四号 平成二十四年三月二十六日受理

教育費の無償化、子育てに関わる費用の大幅な軽減、安全な学校施設の実現に関する請願

請願者 京都市伏見区醍醐折戸八ノ五ノ

四〇一 橋本順子 外千百十二名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

第七二九号 平成二十四年三月二十七日受理

教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願

請願者 長崎県諫早市黒崎町五三四 内田
英隆 外八百三十四名

紹介議員 大久保潔重君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第七四三三号 平成二十四年三月二十八日受理

教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願

請願者 東京都稲城市向陽台四ノ四ノ一ノ
二ノ一、三〇一 橋本暁 外八万
名

紹介議員 川田 龍平君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第七四四号 平成二十四年三月二十八日受理

教育格差をなくし、全ての子供たちに行き届いた教育を進めることに関する請願

請願者 東京都西東京市南町三ノ一九ノ一
三 岸田久恵 外五千名

紹介議員 川田 龍平君

未曾有の東日本大震災、福島原発事故で、被災地を中心に日本の経済はこれまでの不況に加え更に悪化している。その中で、いじめや不登校、学力問題、教育費の家計への圧迫など、子供と教育をめぐる解決が緊急に迫られている問題が山積している。未来を担う子供たちに確かな学力を保障していくためには三十人学級など少人数学級を国の責任で実現させていくことが必要である。また、特別支援学校・学級に在籍する子供たちが急増している中で、特別支援学校・学級の増設や教室増が求められている。社会的格差が広がる中で、教育における格差も拡大し、就学援助を必要

とする小・中学生が増え、公立・私立を問わず経済的理由で学校をやめざるを得ない高校生も増えている。子供たちの学ぶ権利を保障するために私学助成の増額を始め教育予算を増やし、教育にかかる費用の無償化を更に進めることは、憲法にうたわれている教育における平等を確保していく上からも必要である。

については、次の事項について実現を図られたい。

一、東日本大震災から学校と教育の復興のための予算を抜本的に拡充すること。

二、行き届いた教育の実現のため、国の教育予算を大幅に増やすこと。

三、教育費の無償化、父母負担の軽減を進めること。

1 小中での教育活動に不可欠な教材費、給食費など学校納付金を無償にすること。

2 高校・大学生に対する給付制の奨学金制度、高校生を対象にした就学援助制度を創設すること。

3 私立高校の学費負担を軽減するため、就学支援金、私学助成を拡充すること。

4 年収五百万円以下の家庭の子供について、高校、大学の学校納付金を無償にすること。

四、教育条件の整備・改善を進めること。

1 国の責任で小学校・中学校・高等学校の三十人以下学級を実現すること。

2 子供と向き合える時間を確保するため、教職員を増員すること。

3 定時制高校をなくさないこと。

4 障害がある全ての子供たちの教育の充実に向けて、教職員を増やし、教育条件を整備すること。

5 学校の耐震化を進めること。

四月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する

る請願(第七六七号)(第七八五号)

一、教育費の無償化、子育てに関わる費用の大幅な軽減、安全な学校施設の実現に関する請願(第七九四号)

一、私立幼稚園の充実と発展に関する請願(第八〇〇号)

一、教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願(第八〇九号)(第八一六号)

一、教育の無償化を目指して全ての子供たちに行き届いた教育を求めることに関する請願(第八一七号)

一、教育格差をなくし、全ての子供たちに行き届いた教育を進めることに関する請願(第八一八号)

一、私立幼稚園の充実と発展に関する請願(第八一九号)(第八二〇号)

一、教育予算充実に関する請願(第八二二号)(第八三六号)

第七六七号 平成二十四年三月三十日受理

教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願

請願者 京都府福知山市字長田八二七ノ一 芦田力 外五万九千九百九十九

名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第七八五号 平成二十四年四月二日受理

教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願

請願者 熊本市山ノ内四ノ一ノ五八 坂根 知史 外九百九十九名

紹介議員 松村 祥史君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第七九四号 平成二十四年四月三日受理

教育費の無償化、子育てに関わる費用の大幅な軽減

減、安全な学校施設の実現に関する請願

請願者 富山市四方南町六四三ノ七 梅野 洋子 外五十九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第三一一号と同じである。

第八〇〇号 平成二十四年四月三日受理

私立幼稚園の充実と発展に関する請願

請願者 千葉市美浜区真砂四ノ一ノ一一ノ 九一九 熊本智雄 外四百九十九

名

紹介議員 藤谷 光信君

現在、幼稚園児の約八割が私立幼稚園に通っており、幼児教育に大きな役割を果たしている。子供の成長発達には子供同士の育ち合いや、教師からの一人一人の子供に対するゆとりを持った関わりが不可欠である。しかし、基本的な生活習慣や言葉が未発達なまま入園する子供が増え、子供の育ちのゆがみが目立つ中で、一人一人の子供により一層ゆとりを持って関わる必要となっている。さらに保育料を始めとした教育費は重く家計にのしかかっている。私立幼稚園が子供たちによりゆとりと豊かに豊かな経験ができる教育の場となるよう、父母が経済的不安なしに子供に教育を受けさせることができるよう、また教職員が生活や過労に脅かされることなく、幼児教育に専念し、働き続けることができるよう求める。

については、次の事項について実現を図られたい。

一、私立幼稚園の経営安定、教育条件の改善のために、公費助成を大幅に増額すること。

二、父母負担を軽減するために、幼稚園就園奨励費を大幅に増やし、所得基準を緩和すること。

三、教職員の労働条件改善のための助成制度を実現すること。

四、行き届いた教育を行うために、幼稚園設置基準を三歳児十五名、四・五歳児二十名以下のクラス定員に改正すること。

五、株式会社の子供園教育への参入を認める場

合、子供の成長・発達を保障できるよう指導すること。

六、子供の発達を保障する十分な教職員配置や施設設備などの整備を放置したままで、安易に「幼保一体化」の検討を進めないこと。

七、東日本大震災で被災した幼稚園に対し、三分の二の国庫補助を行い幼稚園の再生に向けて財政措置を行うこと。

第八〇九号 平成二十四年四月三日受理

教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願

請願者 京都市伏見区深草池ノ内町五九ノ 一ノ二〇一 西村春子 外一万九千九百九十九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八一六号 平成二十四年四月四日受理

教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願

請願者 東京都国立市谷保六、四八一ノ九 岩上照司 外二十万名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八一七号 平成二十四年四月四日受理

教育の無償化を目指して全ての子供たちに行き届いた教育を求めることに関する請願

請願者 長野県千曲市小島二、九七二ノ二 西沢邦子 外三万四百一名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第八一八号 平成二十四年四月四日受理

教育格差をなくし、全ての子供たちに行き届いた教育を進めることに関する請願

請願者 東京都町田市成瀬二、六〇八ノ一 三 鈴木辰夫 外四千三百六十四

名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第七四四号と同じである。

第八一九号 平成二十四年四月四日受理

私立幼稚園の充実と発展に関する請願

請願者 千葉市美浜区高洲二ノ三ノ一ノ五

〇三 浅井圭介 外四百九十九名

紹介議員 藤谷 光信君

この請願の趣旨は、第八〇〇号と同じである。

第八二〇号 平成二十四年四月四日受理

私立幼稚園の充実と発展に関する請願

請願者 大分県中津市沖代町一ノ七ノ五四

ノ一〇一 薬丸秀明 外四百九十

九名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第八〇〇号と同じである。

第八二二号 平成二十四年四月四日受理

教育予算充実に関する請願

請願者 和歌山県岩出市山四七四ノ四

七 条佐代子 外百二十四名

紹介議員 井上 哲士君

二〇一一年三月に発生した東日本大震災で、甚大な被災状況になっており、一刻も早い社会生活と教育活動の復興が求められ、このための教育予算の大幅な増額が必要である。国の制度として小学校一年生の三十五人学級がスタートしたが、長年の父母・国民との運動と世論により、三十一年ぶりに学級編制標準を改正したものである。全ての都道府県で少人数学級が実施され、更に充実するように自治体へ働きかける取組が進んでいる。三十人学級、教職員増は多くの父母・教職員の願いであり、国の責任で三十人学級を確実に実施することが急務である。公立高校授業料不徴収、私立高校などの就学支援金が制度化されたが、特定扶養控除見直しにより低所得者層は負担増になり、都道府県により対応の違いも生まれている。授業

料以外の教育費も家庭の負担となっており、給食費無償化に向けて全国で自治体が動いている。全ての子供たちの学習権を保障する立場から、国としての教育費無償化を前進させる必要がある。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、震災復興のための十分な教育予算措置を講じること。
二、全ての子供たちに行き届いた教育を進めるため、国の責任で三十人学級を前進させること。
三、教育費無償化を前進させるために、

1 高校生に対する給付型奨学金制度を創設すること。
2 小・中学校と夜間定時制高校の給食費を無償化するとともに、高校での教科書を無償給付にすること。
3 義務教育における準要保護児童生徒の就学援助の国庫負担金を復活すること。高校就学援助制度を創設すること。

4 大学における教育費を漸進的に無償にすること。当面、国立大学の授業料を引き下げるとともに、私立大学の授業料の減免への支援策を拡充すること。
5 私立高校の学費の実質無償化を実現すること。

四、全国学力テスト中止、教員免許更新制を廃止すること。
五、子供たちと直接向き合う教職員を増やし、教職員の慢性的な超過勤務を解消すること。

第八三六号 平成二十四年四月四日受理
教育予算充実に関する請願
請願者 群馬県前橋市六供町四二三ノ四
坂本勝子 外十四名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第八二二号と同じである。

四月二十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、私立幼稚園の充実と発展に関する請願(第八三八号)
一、学費負担軽減と私大助成の大幅増額に関する請願(第八四二号)

第八三八号 平成二十四年四月六日受理

私立幼稚園の充実と発展に関する請願

請願者 福岡市中央区笹丘二ノ二ノ一六

末松雅和 外四百九十九名

紹介議員 藤谷 光信君

この請願の趣旨は、第八〇〇号と同じである。

第八四二号 平成二十四年四月十日受理

学費負担軽減と私大助成の大幅増額に関する請願

請願者 東京都柏江市和泉一ノ二ノ九

杉本圭治 外二万八千三百六十一

名

紹介議員 福島みずほ君

私立大学・短大には大学生の約七五%、約二百二十万人が学んでいるが、学費は国立大学の一・六倍と高額で、初年度納付金は百三十一万円以上にもなる。奨学制度も国立大学に比して著しく乏しく、学費負担は世界でも類を見ないほど過重であり、学生の多くは生活費を捻出するためアルバイトに追われている。また、教員一人当たりの学生数は国立大学の三倍近くになるなど教育環境の整備も後れており、私立大学の教育・研究条件は国立大学に比べ劣悪である。私立大学がこうした状況に置かれている要因は、私立大学への国の補助が余りに低いことにある。国の補助を学生一人当たりで換算した額は、国立大学が百八十八万円であるのに対して、私立大学は僅か十四万円、国立の十三分の一でしかない(二〇〇九年度)。一九七五年に私立学校振興助成法が成立した際には、私立大学への補助を「できるだけ速やかに(経常費の二分の一とするよう努めること)」との国会附帯決議が採択されている。しかし、経常費に対する補助割合は低下を続け、二〇〇九年度では僅か一〇・八%にまで落ち込んでおり、

諸外国と比較しても日本の高等教育への公財政支出は極端に低く、国内総生産(GDP)に占める公財政支出の割合はOECD加盟国中、下から二番目である。この結果、憲法に保障されている教育の機会均等が根柢から脅かされている。政府に、高等教育を受ける権利を保障する政策を確立することを求める。東日本大震災という未曾有の苦難に直面した今日、被災した在学生・入学生の修学・就学の機会確保のために十分な措置を行うことも政府の責務である。私立大学の過重な学費負担を少なくとも国立大学程度にまで軽減すること、私大助成の増額により私立大学の教育・研究条件を改善・充実することを求める。

ついては、次の事項について実現を図られたい。
一、私立高校生と同様に、私立大学生の学費負担を大幅に軽減する新たな助成制度を創設すること。
二、無利子奨学金を希望者全員が受給できるように拡大すること。また給付制奨学金を創設すること。
三、経済的に苦しい学生に対する授業料減免や奨学金支給を全ての私立大学で実施できるよう補助を行うこと。

四、私立大学の経常費に対する補助を、国会附帯決議どおり速やかに二分の一とするよう増額すること。

四月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。
一、教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願(第八七九号)

一、教育予算の増額、教育費の無償化、父母負担軽減、教育条件の改善に関する請願(第八八〇号)

一、教育費負担の公私間格差を無くし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願(第八九四号)

第八七九号 平成二十四年四月十三日受理

教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願

請願者 富山市八尾町西町二、二七三ノ一
牧山晴彦 外三千九百九十九名

紹介議員 又市 征治君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八八〇号 平成二十四年四月十三日受理

教育予算の増額、教育費の無償化、父母負担軽減、教育条件の改善に関する請願

請願者 富山市萩原四九五ノ一 高堂茂樹
外八千六百三十三名

紹介議員 又市 征治君
この請願の趣旨は、第二八一号と同じである。

第八九四号 平成二十四年四月十八日受理

教育費負担の公私間格差を無くし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願

請願者 滋賀県大津市唐崎三ノ一九ノ一
大西勉 外二千九百九十九名

紹介議員 有村 治子君
私学は、独自の伝統、教育システムに基づく教育を提供し、教育改革に積極的な役割を果たしている。現在、高校生の三割が私立高校で学んでおり、幼児教育、大学教育の八割を担うなど、私学は公教育の場として大きな役割を果たしているが、私学に学ぶ生徒と保護者は従来から学費の大きな公私間格差に悩まされ、高い学費負担に苦しんできた。二〇一〇年度から公立高校の無償化とともに私学への就学支援金を実施され、保護者の負担は軽減されたものの、私立高校では支援金を引いても初年度納付金で五十九万円、入学金を除いて四十二万円の学費負担が残り、今なお私学の生徒と保護者は高い学費、公私間格差を強いられている。国立公立高校に見合う水準で生徒、保護者の深刻な学費負担を軽くし、私学教育本来の良さを一層発揮していくためには、私立高校生への就学

支援金の拡充と、教育条件の維持・向上を図るための経常費助成の拡充が必要である。

五月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、教育の無償化を目指して全ての子供たちに行き届いた教育を求めることに関する請願（第九一二号）

一、私立幼稚園の充実と発展に関する請願（第九三五号）

第九一二号 平成二十四年四月二十日受理

教育の無償化を目指して全ての子供たちに行き届いた教育を求めることに関する請願

請願者 長野県上田市中之条八四二ノ七
宮原正幸 外二万二千六百六十四名

紹介議員 北澤 俊美君
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第九三五号 平成二十四年四月二十三日受理

私立幼稚園の充実と発展に関する請願

請願者 横浜市中区白楽七ノ三 矢崎 正敏 外四百九十九名

紹介議員 福島みずほ君
この請願の趣旨は、第八〇〇号と同じである。

五月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願（第九八二号）

第九八二号 平成二十四年四月二十七日受理

教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願

請願者 広島県廿日市市上平良四〇八ノ一
折本久子 外九百九十九名

紹介議員 佐藤 公治君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

五月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、原発事故によるあらゆる被害の完全補償、原状復帰に関する請願（第一一一七号）

一、学費負担軽減と私大助成の大幅増額に関する請願（第一一九〇号）（第一一九一四号）（第一一九二二号）（第一一九三三三号）（第一一九四四号）（第一一九五五号）

一、文化芸術政策を充実し、国の基本政策に据えることに関する請願（第一一九六号）

第一一一二号 平成二十四年五月十四日受理

原発事故によるあらゆる被害の完全補償、原状復帰に関する請願

請願者 京都市西京区大枝北杏掛町二ノ一
二ノ三〇八 浅井具子 外四千九十二名

紹介議員 井上 哲士君
福島原発事故は、原発の危険性を次々明らかにしており、一たび事故を起こせば、人類は原発と共存できないことが明らかになった。政府の原子力委員会は二〇一一年九月、原子力政策について募集した国民の意見の集計結果を発表したが、原子力発電を廃止すべきとする意見が全体の九八%を占め、福島原発事故以降、原発ゼロを求める世論と運動の反映と考えられる。また、全国各地で

原発ゼロを目指す集会在無数に開催されている。しかし政府・財界、電力会社は、原発廃止が電力不足を招くとともに、企業の海外進出を加速すると国民に脅しを掛けてきている。また、津波対策を講じることで原発の安全は確保できるとの新たな安全神話を振りまき、休止中の原発の再稼働や計画中の新たな原発建設を強行しようとしており、このような動きは容認できない。

五月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、原発事故によるあらゆる被害の完全補償、原状復帰に関する請願（第一一一七号）

一、学費負担軽減と私大助成の大幅増額に関する請願（第一一九〇号）（第一一九一四号）（第一一九二二号）（第一一九三三三号）（第一一九四四号）（第一一九五五号）

一、文化芸術政策を充実し、国の基本政策に据えることに関する請願（第一一九六号）

第一一一二号 平成二十四年五月十四日受理

原発事故によるあらゆる被害の完全補償、原状復帰に関する請願

請願者 京都市伏見区桃山町伊賀六ノ七
中井あずさ 外四千九十二名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一一一四号 平成二十四年五月十四日受理

原発事故によるあらゆる被害の完全補償、原状復帰に関する請願

請願者 岩手県盛岡市西見前一四ノ九三ノ八
北村乃枝子 外四千九十二名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一一一五号 平成二十四年五月十四日受理

原発事故によるあらゆる被害の完全補償、原状復帰に関する請願

請願者 東京都世田谷区三軒茶屋二ノ三七
ノ九 高木みどり 外四千九十二名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一一一六号 平成二十四年五月十四日受理

原発事故によるあらゆる被害の完全補償、原状復帰に関する請願

請願者 岩手県一関市藤沢町保呂羽字嶺沢

三五 千葉悦子 外四千九十二名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一一一二号と同じである。

第一一一七号 平成二十四年五月十四日受理

原発事故によるあらゆる被害の完全補償、原状復帰に関する請願

請願者 愛媛県四国中央市中曾根町一四〇

ノ四 岡田和子 外四千九十二名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一一一二号と同じである。

第一一七六号 平成二十四年五月十六日受理

文化芸術政策を充実し、国の基本政策に据えることに関する請願

請願者 東京都多摩市員取四ノ一ノ一

〇二 浜田晃 外五百二十六名

紹介議員 那谷屋正義君

実演芸術(パフォーマンス・アート)を見て、聴いて、体験することで得る感動や気付きは、創造性や意欲をかき立て、誇りと希望を持って生きる源となる。地域社会の中で文化芸術に親しみやすい環境を整え、文化産業、観光産業として発展させることは、少子高齢化やネット社会の進展から生じる現代社会の問題に対する切り札となり、人々のさすなを大切にしたい地域社会づくりに貢献し、経済活動の活性化の原動力になる。東日本大震災復興基本法にも「地域の特色ある文化を振興し」とうたわれており、文化芸術の力は被災地の復興に必要な不可欠である。フランスは国家予算の〇・八六％、韓国は〇・七九％を文化予算に充てているが、日本は〇・一一％にすぎない。二〇二一年

第百七十七回通常国会へ提出された請願を踏まえ、我が国も国家予算に占める文化予算の割合を高め、文化芸術を国づくりの基本に据えて文化芸術立国を目指す必要がある。文化芸術振興基本法

制定十年を期して、文化芸術政策の充実のため、必要な予算を確保することを求める。

ついては、次の事項について実現を図られた

一、国民の実演芸術創造と享受の機会を拡充すること。

二、被災地の文化の振興のための施策を充実し、地域社会の復興を進めること。

三、芸術組織が、その専門性を発揮し、持続的に発展していける助成制度を更に充実すること。

四、人々が、見て、聴いて、体験できる実演芸術拠点を充実させるための法整備の検討を進めること。

五、観光、産業などへの波及効果を視野に入れ、多彩、多様な文化芸術の振興を国の成長戦略として位置付けること。

六、以上の政策を推進するために必要な予算を確保すること。

第一一九〇号 平成二十四年五月十七日受理

学費負担軽減と私大助成の大幅増額に関する請願

請願者 石川県七尾市万行町二三ノ七八

錦川正成 外三千六百九十五名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第八四二号と同じである。

第一一九一号 平成二十四年五月十七日受理

学費負担軽減と私大助成の大幅増額に関する請願

請願者 広島市東区牛田早稲田四ノ七ノ二

二ノ八〇一 眞田修 外三千六百九十一名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第八四二号と同じである。

第一一九二号 平成二十四年五月十七日受理

学費負担軽減と私大助成の大幅増額に関する請願

請願者 札幌市豊平区平岸四条七ノ一

加藤郁子 外三千六百九十一名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第八四二号と同じである。

第一一九三号 平成二十四年五月十七日受理

学費負担軽減と私大助成の大幅増額に関する請願

請願者 東京都東村山市諏訪町二ノ一

一六 市川マサ子 外三千六百九十一名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第八四二号と同じである。

第一一九四号 平成二十四年五月十七日受理

学費負担軽減と私大助成の大幅増額に関する請願

請願者 岩手県北上市藤沢一九ノ五ノ四

安藤陽子 外三千六百九十一名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第八四二号と同じである。

第一一九五号 平成二十四年五月十七日受理

学費負担軽減と私大助成の大幅増額に関する請願

請願者 鳥取県米子市河崎二、六六〇 景

山佳代 外三千六百九十一名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第八四二号と同じである。

第一一九六号 平成二十四年五月十七日受理

文化芸術政策を充実し、国の基本政策に据えることに関する請願

請願者 東京都北区滝野川三ノ二四ノ四

岡田弘 外五百三十五名

紹介議員 柴田 巧君

この請願の趣旨は、第一一七六号と同じである。

六月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、てんかんのある人とその家族の生活を支える教育に関する請願(第一三二九号)(第一三三〇号)(第一三三一号)(第一三三二号)(第一三三八号)(第一三三九号)(第一三四〇号)(第一三六三三号)

一、文化芸術政策を充実し、国の基本政策に据えることに関する請願(第一三三三三号)

一、てんかんのある人とその家族の生活を支える教育に関する請願(第一三七四号)(第一三七五号)(第一三七六号)(第一三八八号)(第一三九六号)

一、原発事故によるあらゆる被害の完全補償、原状復帰に関する請願(第一四二三号)(第一四二四号)(第一四二五号)(第一四二六号)(第一四二七号)(第一四二八号)

一、てんかんのある人とその家族の生活を支える教育に関する請願(第一四一九号)

第一三二九号 平成二十四年五月二十八日受理

てんかんのある人とその家族の生活を支える教育に関する請願

請願者 東京都新宿区南横町二 下山田恵子 外千三百八十八名

紹介議員 川田 龍平君

てんかんは脳の病気で、全国に百万人の患者がいる。早期診断・早期治療によりおよそ七〇％の人が、発作に悩まされない生活を送ることができるようになったが、誰もが適切な医療を受けているとは限らない。現代の医療では発作の止まらない人はもちろんのこと、発作の止まっている人でも、不安・鬱や行動障害などの併発症、医療費や生活の問題、学校や仕事の問題など、様々な悩みをもたすことがある。その上、世間の誤解や無理解も根強く残っており、てんかんの人は、人生の多くの場面で、てんかんが障壁となる。昨年は、東日本大震災もあり、日常生活を送る上での一層の不安や課題が明らかになった。政府は、障害者を支援するための新しい制度の検討を行っているが、これまでの制度は、必ずしもてんかんの障害の特徴に合ったものではなく、てんかんのある人にとって使いやすいものではなかった。新たな制度で、同じ国民として安全で安心で

きる生活が保障されることを求める。二〇〇八年の第百六十九回通常国会で、提出した請願五項目

全てが採択されたにもかかわらず、一つとして施策として実現したものがない。

ついで、次の措置を採らねばならない。

一、教育に関しては、

1 学校でのてんかんの知識を普及すること。

教員養成課程、特別支援教育研修、教員免許更新研修などあらゆる教員の研修に、てんかんに関する補助教材を全校に配布すること。その上で、保健体育の時間に疾患や障害の理解を深めるためのカリキュラムを取り入れること。差別のない社会、思いやりのある社会を築くためにも、学校教育は重要である。

2 学校で判断できる坐薬挿入や頓服服用のガイドラインを設けること。

てんかんのある子が必要とする、発作時の坐薬の挿入や頓服の服用が、医療行為として学校において制限される事例が、全国で見られる。そこで、保護者から依頼があった場合には、教員全員が基本的な研修を行った後で、学校の判断により行えるように、坐薬挿入や頓服服用といった日常的支援について、日本てんかん学会の提言を参考に国の責任においてガイドラインを設けること。

第一三三〇号 平成二十四年五月二十八日受理
てんかんのある人とその家族の生活を支える教育に関する請願
請願者 熊本市南町一五〇二 山本善童
外千五百三十五名
紹介議員 福島みずほ君
この請願の趣旨は、第一三二九号と同じである。

第一三三一号 平成二十四年五月二十八日受理
てんかんのある人とその家族の生活を支える教育に関する請願
請願者 大阪市東住吉区南田辺四ノ八〇二
紹介議員 藤谷 光信君
この請願の趣旨は、第一三二九号と同じである。

八ノ六〇三 田中茂 外二千二百七十一名
紹介議員 上野ひろし君
この請願の趣旨は、第一三二九号と同じである。

第一三三二号 平成二十四年五月二十八日受理
てんかんのある人とその家族の生活を支える教育に関する請願
請願者 新潟県南魚沼市六日町一、一三二一
ノ一 篠田猛 外千二百九十九名
紹介議員 中原 八一君
この請願の趣旨は、第一三二九号と同じである。

第一三三八号 平成二十四年五月二十九日受理
てんかんのある人とその家族の生活を支える教育に関する請願
請願者 富山市森三ノ八〇三 清水理恵
外千四百九十九名
紹介議員 森田 高君
この請願の趣旨は、第一三二九号と同じである。

第一三三九号 平成二十四年五月二十九日受理
てんかんのある人とその家族の生活を支える教育に関する請願
請願者 静岡県牧之原市東萩間二、三七三
ノ四 井村法子 外千三百二十三
名
紹介議員 岩井 茂樹君
この請願の趣旨は、第一三二九号と同じである。

第一三四〇号 平成二十四年五月二十九日受理
てんかんのある人とその家族の生活を支える教育に関する請願
請願者 山口市阿知須五、三二六ノ二下
野勝也 外千三百四十四名
紹介議員 藤谷 光信君
この請願の趣旨は、第一三二九号と同じである。

第一三六三号 平成二十四年五月二十九日受理
てんかんのある人とその家族の生活を支える教育に関する請願
請願者 岐阜県関市小瀬一、〇〇九ノ九
大野文子 外千三百一名
紹介議員 渡辺 猛之君
この請願の趣旨は、第一三二九号と同じである。

てんかんのある人とその家族の生活を支える教育に関する請願
請願者 北九州市八幡西区鷹見台四ノ一ノ
一五 中タミ子 外二千八百九十
九名
紹介議員 相原久美子君
この請願の趣旨は、第一三二九号と同じである。

第一三七三三号 平成二十四年五月三十日受理
文化芸術政策を充実し、国の基本政策に据えることに関する請願
請願者 東京都八王子市元八王子町三ノ
二、三八二 小堀義弘 外千八十
一名
紹介議員 鈴木 寛君
この請願の趣旨は、第一一七六号と同じである。

第一三七四号 平成二十四年五月三十日受理
てんかんのある人とその家族の生活を支える教育に関する請願
請願者 鹿児島県曾於郡大崎町假宿一、七
九七ノ六 谷村たみ子 外千三百
八十八名
紹介議員 衛藤 晟一君
この請願の趣旨は、第一三二九号と同じである。

第一三七五号 平成二十四年五月三十日受理
てんかんのある人とその家族の生活を支える教育に関する請願
請願者 岡山市北区幸佐一、三六一ノ九
松下三郎 外千六百三十八名
紹介議員 谷合 正明君
この請願の趣旨は、第一三二九号と同じである。

第一三七六号 平成二十四年五月三十日受理
てんかんのある人とその家族の生活を支える教育に関する請願
請願者 岐阜県関市小瀬一、〇〇九ノ九
大野文子 外千三百一名
紹介議員 渡辺 猛之君
この請願の趣旨は、第一三二九号と同じである。

第一三八八号 平成二十四年五月三十日受理
てんかんのある人とその家族の生活を支える教育に関する請願
請願者 山形市城南町二ノ三ノ二三 鈴木
弘祐 外千三百七十八名
紹介議員 渡辺 孝男君
この請願の趣旨は、第一三二九号と同じである。

第一三九六号 平成二十四年五月三十日受理
てんかんのある人とその家族の生活を支える教育に関する請願
請願者 大阪府八尾市東山本新町一ノ九ノ
一四 長岡孝行 外千三百四十九
名
紹介議員 梅村 聡君
この請願の趣旨は、第一三二九号と同じである。

第一四二三号 平成二十四年五月三十一日受理
原発事故によるあらゆる被害の完全補償、原状復帰に関する請願
請願者 福井市松本一ノ五六ノ一五ノ四〇
五 小松敏 外千三百三十四名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一一一二号と同じである。

第一四二四号 平成二十四年五月三十一日受理
原発事故によるあらゆる被害の完全補償、原状復帰に関する請願
請願者 奈良市秋篠早月町五ノ二八 福住
邦博 外千三百三十四名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第一一一二号と同じである。

第一四二五号 平成二十四年五月三十一日受理
原発事故によるあらゆる被害の完全補償、原状復帰に関する請願
請願者 岐阜県関市小瀬一、〇〇九ノ九
大野文子 外千三百一名
紹介議員 渡辺 猛之君
この請願の趣旨は、第一三二九号と同じである。

第六部 文科学委員会会議録第五号 平成二十四年六月十四日【参議院】

この請願の趣旨は、第一三二九号と同じである。

請願者 栃木県宇都宮市下金井町七二〇ノ

一四 小林久美子 外千三百三十四名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一一一二号と同じである。

第一四二六号 平成二十四年五月三十一日受理

原発事故によるあらゆる被害の完全補償、原状復帰に関する請願

請願者 東京都北区桐ヶ丘一ノ五ノEノ一

三ノ一〇三 細川真由美 外千三百三十四名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一一一二号と同じである。

第一四二七号 平成二十四年五月三十一日受理

原発事故によるあらゆる被害の完全補償、原状復帰に関する請願

請願者 仙台市宮城野区福室三ノ三ノ二〇

ノ三〇二 阿部邦子 外千三百三十四名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一一一二号と同じである。

第一四二八号 平成二十四年五月三十一日受理

原発事故によるあらゆる被害の完全補償、原状復帰に関する請願

請願者 大阪市旭区新森一ノ七ノ一三ノ九

〇六 三好智宏 外千三百三十四名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一一一二号と同じである。

第一四二九号 平成二十四年五月三十一日受理

てんかんのある人とその家族の生活を支える教育に関する請願

請願者 愛媛県松山市三番町一ノ八ノ二ノ

二F 松井泉 外千三百三十名

紹介議員 山本 博司君

平成二十四年六月二十六日印刷

平成二十四年六月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局